

第 5 0 号 議 案

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備
に関する条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備
に関する条例に係る意見の申出について

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する
条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備
に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、本市が徴収する使用料等に係る消費税等の率を改めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備
に関する条例（抜粋）

（久留米市体育施設条例の一部改正）

第 17 条 久留米市体育施設条例（昭和 41 年久留米市条例第 11 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 12 条関係）

指定管理施設利用料金（久留米市みづま総合体育館を除く。）

施設名	区分		利用料金
久留米市 市荘島 体育館	アリーナ	全面使用	2 時間につき 5 2 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		半面使用	2 時間につき 2 6 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		卓球に利用 する場合（ 競技大会利 用の場合を 除く。）	卓球台 1 台につき 2 時間 2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		個人利用	2 時間につき 2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
	卓球場	卓球に利用 する場合	卓球台 1 台につき 2 時間 2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		個人利用	2 時間につき 2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		卓球以外に 利用する場 合（1 室に	2 時間につき 4 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)

		つき)	
軽運動 室	卓球に利用 する場合	卓球台 1 台につき 2 時間	2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
	個人利用	2 時間につき	2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
	卓球以外に 利用する場 合 (1 室に つき)	2 時間につき	4 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
トレー ニング 室	個人利用	2 時間につき	2 1 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
	回数券 (2 時間分の利 用券 1 1 枚 つづり)		2, 1 0 0 円
	冷暖房設備 (卓球 場及び軽運動室を 卓球以外で利用す る場合 1 室につき)	1 時間につき	1 5 0 円
	温水シャワー設備 (1 機につき)	5 分につき	1 0 0 円
久留米 市西部 地区体 育館	アリー ナ	全面使用	2 時間につき 9 4 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		半面使用	2 時間につき 4 7 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)
		1 / 4 面使 用	2 時間につき 2 3 0 円 (以後 2 時間を単位として同額を加算)

	個人利用	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	トレーニング室 (1人につき)	2時間につき 210円 (以後1時間を単位として100円を加算)
	健康体力相談室・ 体力測定室(1室 につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
	会議室・研修室(1 室につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円
	冷暖房設備(健康 体力相談室・体力 測定室及び会議室 ・研修室)(1室 につき)	1時間につき 150円
久留米 市旭町 テニス コート	専用使用(1面に つき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米 市筑後 川漕艇 場	専用使 用	研修室(1 室につき) 2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	冷暖房 設備	1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
久留米 市善導	専用使用	1時間につき 100円

寺公園 相撲場		
久留米 市西田	専用使用（1面に つき）	2時間につき 530円 （以後2時間を単位として同額を加算）
テニス コート	温水シャワー設備 （1機につき）	5分につき 100円
久留米 市西田	全面使用	2時間につき 260円 （以後2時間を単位として同額を加算）
体育館	片面使用	2時間につき 150円 （以後2時間を単位として同額を加算）
久留米 市東部	全面使用	2時間につき 1,030円
運動公 園	片面使用	2時間につき 520円
久留米 市田主 丸ソフ トボー ル場	全面使用	2時間につき 410円
	片面使用	2時間につき 210円
	照明設備（全面に つき）	30分につき 1,040円
	照明設備（片面に つき）	30分につき 520円
久留米 市田主 丸武徳 館	専用使用	2時間につき 210円
久留米 市田主	全面使用	2時間につき 410円
丸多目	片面使用	2時間につき 210円
	冷暖房設備	1時間につき 830円

的運動 室	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円
久留米 市田主	オムニコート(1 面につき)	1時間につき 210円
丸テニ スコー ト	クレイコート(1 面につき)	1時間につき 100円
	照明設備(1面に つき)	1時間につき 210円
久留米	全面使用	2時間につき 830円
市田主 丸多目 的グラ ウンド	半面使用	2時間につき 410円
久留米 市田主 丸体育 館	専用使用	2時間につき 210円
久留米	全面使用	2時間につき 410円
市北野	半面使用	2時間につき 210円
グラウ ンド	照明設備(全面に つき)	30分につき 1,040円
	照明設備(半面に つき)	30分につき 520円
久留米	1面につき	1時間につき 100円
市北野 テニス コート	照明設備(1面に つき)	1時間につき 210円
久留米	専用使用	2時間につき 410円

市北野 武道場		
久留米 市北野 体育館	専用使用	2時間につき 210円
久留米	全面使用	2時間につき 410円
市城島	半面使用	2時間につき 210円
体育館	個人利用	2時間につき 50円
久留米	1面につき	1時間につき 210円
市城島 テニス コート	照明設備（1面に つき）	1時間につき 210円
中干出 公園及 び大島 公園内 の多目 的広場 照明設 備	専用使用	30分につき 1,100円 (以後30分を単位として同額を加算)
西国分 小学校 の運動 場照明 設備	全灯使用	30分につき 1,100円 (以後30分を単位として同額を加算)
	半灯使用	30分につき 530円 (以後30分を単位として同額を加算)
荒木中 学校の 運動場	全灯使用	30分につき 2,200円 (以後30分を単位として同額を加算)
	半灯使用	30分につき 1,670円

照明設備	(以後30分を単位として同額を加算)
------	--------------------

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4 (第16条関係)

久留米市みづま総合体育館利用料金

区分			利用料金
スポーツセンター ツア にリ ー 用ナ す る 場 合	占有使用（観客席、ランニングコースを含む。）	入場料を徴収しない場合	2時間につき 2,350円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき 4,710円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		全面使用	2時間につき 1,360円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	部分使用	半面使用	2時間につき 680円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		1/4面使用	2時間につき 340円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人使用	2時間につき 210円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	サブアリー	占有使用	入場料を徴収しない場合
入場料を徴収			2時間につき 1,150円

一 ナ		する場合	(以後2時間を単位として同額を加算)
	部分使用	半面使用	2時間につき 280円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		1/4面使用	2時間につき 140円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	個人使用		2時間につき 210円 (以後2時間を単位として同額を加算)
そ の 他	メ イ ン ア リ ー ナ	占有使用 入場料を徴収しない場合	2時間につき 9,420円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき 18,850円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	サブ ア リ ー ナ	占有使用 入場料を徴収しない場合	2時間につき 2,300円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき 4,610円 (以後2時間を単位として同額を加算)
附 属 施 設	軽運動室・研修室		1時間につき 210円 (以後1時間を単位として同額を加算)
	役員室	占有使用時以外	2時間につき 410円

		(以後2時間を単位として同額を加算)
トレーニング室	個人使用	2時間につき 210円 (以後1時間を単位として100円を加算)
	回数券(2時間分の使用券11枚つづり)	2,100円
ランニングコース	個人使用	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	回数券(2時間分の使用券11枚つづり)	1,000円
	温水シャワー設備	5分につき 1機 100円
	放送設備	1日につき 1式 310円
	電光得点表示盤	1日につき 1式 520円
	30秒タイマー計	1日につき 1式 100円
	ファール回数表示器	1日につき 1式 100円
	タイムアウト要求器	1日につき 1式 100円
	スクリーン	1日につき 1式 100円
	長机	1日につき 1台 20円
	椅子	1日につき 1脚 10円
	バスケットボールゴール	1日につき 1式 310円
	フロアシート	1日につき 1枚 100円
	電源	1日につき 1キロワット 260円
冷 暖 房	メインアリーナ	1時間につき 4,710円
	サブアリーナ	1時間につき 1,570円
	軽運動室・研修室	1時間につき 150円

設 備		
--------	--	--

別表第5 入場料を徴収しない場合の部児童・生徒の場合の項中「1, 020円」を「1, 040円」に改め、同部一般の場合の項中「2, 570円」を「2, 610円」に改め、同部職業野球の場合の項中「10, 280円」を「10, 470円」に改め、同表入場料を徴収する場合の部職業野球の場合の項中「108, 000円」を「110, 000円」に改め、同表附属施設の部放送設備の項中「1, 020円」を「1, 040円」に改め、同部スコアボードの項中「990円」を「1, 000円」に改め、同部照明設備の項中「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

別表第6 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第6 (第16条関係)

久留米市武道場及び久留米市弓道場使用料

施設名	区分			使用料
久留米市武道場	畳敷き武道場又は板張り武道場	全面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき 3, 250円 (以後2時間を単位として同額を加算)
			入場料を徴収する場合	2時間につき 9, 770円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		片面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき 1, 630円 (以後2時間を単位として同額を加算)

		入場料を徴収する場合	2時間につき 4,880円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	1 / 4面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき 810円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき 2,440円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人利用	2時間につき 210円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		控室(1室につき)	1時間につき 210円 (以後1時間を単位として同額を加算)
		温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき 100円
久留米市弓道場	専用使用	全面使用	2時間につき 1,520円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		主道場	2時間につき 1,220円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		遠的練習場	2時間につき 300円 (以後2時間を単位として同額を加算)

		算)
	個人利用	2時間につき 210円 (以後2時間を単位として同額を加算)

別表第7久留米市中央公園内の補助競技場照明設備の部全面使用の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同部半面使用の項中、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表久留米市中央公園内のテニスコート照明設備の部専用使用(1面につき)の項中「850円」を「870円」に改め、同部個人利用(1人につき)の項中「200円」を「210円」に改める。

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第8(第16条関係)

久留米市田主丸アリーナ使用料

区分		9時から17時まで	17時から22時まで
1階	第1研修室	1時間につき 210円	1時間につき 310円
	第2研修室	1時間につき 210円	1時間につき 310円
	第3研修室	1時間につき 310円	1時間につき 410円
	第4研修室	1時間につき 210円	1時間につき 310円
	第5研修室	1時間につき 310円	1時間につき 410円
	第6研修室	1時間につき 210円	1時間につき 310円
	第1軽運動室	1時間につき 310円	1時間につき 410円
2階	体育室	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円
	ステージ	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円
3階	第2軽運動室	1時間につき 310円	1時間につき 410円

別表第 8 中備考 5 中「510 円」を「520 円」に改める。

(久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例の一部改正)

第 18 条 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成 12 年久留米市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 11 条関係）

生涯学習センター施設利用料金

区分	9 時 30 分 から 12 時 30 分まで	13 時から 15 時まで	15 時 30 分から 17 時 30 分ま で	18 時から 21 時 30 分まで	
201 学習室	510 円	330 円	330 円	590 円	
202 学習室	510 円	330 円	330 円	590 円	
203 学習室	510 円	330 円	330 円	590 円	
204 学習室	510 円	330 円	330 円	590 円	
205 学習室	770 円	510 円	510 円	910 円	
206 学習室	770 円	510 円	510 円	910 円	
207 学習室	770 円	510 円	510 円	910 円	
208 和室	770 円	510 円	510 円	910 円	
301 学習室 ・30 2 学習	両方を同 時に使用 する 場合	1,350 円	900 円	900 円	1,570 円

室	片方のみ を使用す る場合	770円	510円	510円	910円
401和室		770円	510円	510円	910円
茶室		510円	330円	330円	590円
音楽室1		1,350円	900円	900円	1,570円
音楽室2		770円	510円	510円	910円
美術室1		770円	510円	510円	910円
美術室2		1,350円	900円	900円	1,570円
ダンススタジオ		1,350円	900円	900円	1,570円
調理実習室		1,350円	900円	900円	1,570円
視聴 覚ホ ール	練習用とし て使用する 場合	1,350円	900円	900円	1,570円
	発表 用と して 使用 する 場合	5,020円	3,350円	3,350円	5,860円
	入場 料を 徴収 しな い場 合	10,050 円	6,700円	6,700円	11,730 円
体育 館	全面使用の 場合	980円	660円	660円	1,150円
	半面使用の 場合	490円	320円	320円	570円

場合				
市民ギャラリー	770円	510円	510円	910円
一時保育室	770円	510円	510円	910円
冷暖房設備又は 附属設備	市長が規則で定める額			

別表第1備考2中「200円」を「210円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第20条の2関係）

男女平等推進センター施設使用料

区分	9時30分 から12時 30分まで	13時から 15時まで	15時30 分から17 時30分ま で	18時から 21時30 分まで
209 研修室	770円	510円	510円	910円
210 両方を同 研修室 時に使用 ・21 する場合	1,350円	900円	900円	1,570円
1 研修 室 片方のみ を使用す る場合	770円	510円	510円	910円
212 研修室	510円	330円	330円	590円

別表第2備考2中「200円」を「210円」に改める。

（久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部改正）

第19条 久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例（平成16年久留米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

アリーナ	専用使用	全面使用	2時間につき	410円
------	------	------	--------	------

		半面使用	2時間につき	200円
	個人使用		2時間につき	50円

を

アリーナ	専用使用	全面使用	2時間につき	410円
		半面使用	2時間につき	210円
	個人使用		2時間につき	50円

に改める。

(久留米市三潴農村運動広場条例の一部改正)

第20条 久留米市三潴農村運動広場条例(平成16年久留米市条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第8条関係)

施設名	区分	利用料金
グラウンド	全面使用	2時間につき410円
	半面使用	2時間につき210円
	照明設備(全面につき)	30分につき1,040円
	照明設備(半面につき)	30分につき520円
テニスコート	1面につき	1時間につき210円
	照明設備(1面につき)	1時間につき210円

(久留米市城島総合文化センター条例の一部改正)

第21条 久留米市城島総合文化センター条例(平成16年久留米市条例第101号)の一部を次のように改正する。

別表インガットホールの項中「3,080円」を「3,140円」に改め、同表イベントホールの項中「610円」を「620円」に改め、同表インガットホールの舞台のみの項中「1,020円」を「1,

040円」に改め、同表研修室1の項、研修室2の項、視聴覚室の項及び和室の項中「200円」を「210円」に改める。

(久留米市田主丸複合文化施設条例の一部改正)

第22条 久留米市田主丸複合文化施設条例(平成16年久留米市条例第107号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第9条関係)

施設使用料(1時間当たり)

施設名	基本使用料	冷暖房施設使用料
ホール	1,570円	1,250円
ステージ	1,040円	1,250円
リハーサル室	310円	210円
練習室	210円	210円
控室1	210円	100円
控室2	100円	100円
控室3	100円	100円
市民ギャラリー	210円	410円
多目的研修室	620円	410円
研修室1	210円	100円
研修室2	210円	100円
研修室3	210円	100円
工作室	310円	100円
調理実習室	310円	100円
和室1	100円	100円
和室2	100円	100円
茶室	100円	100円
学習室	310円	210円
ラウンジ	210円	410円

(久留米市城島ふれあいセンター条例の一部改正)

第23条 久留米市城島ふれあいセンター条例(平成16年久留米市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第1視聴覚室の項、和室Aの項、和室Bの項、和室Cの項及び和室Dの項中「200円」を「210円」に改め、同表軽運動室の項中「300円」を「310円」に改め、同表調理実習室の項、第1講習室の項及び第2講習室の項中「200円」を「210円」に改め、同表備考1に次のただし書を加える。

ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第3大型望遠鏡の項中「2,050円」を「2,090円」に、「510円」を「520円」に改め、同表小型望遠鏡の項中「820円」を「830円」に改め、同表太陽観測装置の項中「2,050円」を「2,090円」に、「510円」を「520円」に改める。

(久留米市城島ふれあい広場条例の一部改正)

第24条 久留米市城島ふれあい広場条例(平成16年久留米市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表ふれあい広場の照明設備の項中「1,020円」を「1,040円」に改め、同表城島中学校運動場の照明設備の項中「510円」を「520円」に改める。

(久留米市三潞B&G海洋センター条例の一部改正)

第25条 久留米市三潞B&G海洋センター条例(平成16年久留米市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第2の12フィートヨットの項、カッターの項及びダブルスカルの項中「200円」を「210円」に改める。

(久留米市歴史公園条例の一部改正)

第26条 久留米市歴史公園条例(平成18年久留米市条例第48号)

の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

歴史公園使用料

区分		単位	使用料
第5条第1項第1号に掲げる行為		1件につき 1日	310円
第5条第1項第2号 に掲げる行為	写真撮影	写真機1台 につき1月	3,300円
	映画撮影	撮影機1台 につき1日	310円
第5条第1項第3号に掲げる行為		1件につき 1日	3,300円
第5条第1項第4号に掲げる行為		1件につき 1日	310円

別表第2備考8中「1.08」を「1.1」に改める。

（坂本繁二郎生家条例の一部改正）

第27条 坂本繁二郎生家条例（平成22年久留米市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

入場料

区分		入場料	
		個人	20人以上の団体
一般		210円	1人につき150円
小中学生		100円	1人につき50円
パスポート券	一般	1,040円	
	小中学生	520円	

別表第2座敷の項中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に、同表次の間の項中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に改める。

(久留米市生涯学習センター条例の一部改正)

第28条 久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

久留米市北野生涯学習センター使用料

施設名			使用料（1時間につき）
大ホール	ホールとして 使用する場合	客室	2,090円
		舞台	1,040円
		全面	3,140円
	体育館として 使用する場合	卓球	1面100円
		バドミントン	1面100円
		全面	520円
1階和室			210円
中会議室		1	310円
		2	210円
		全面	410円
2階和室			310円
視聴覚室			310円
2階小会議室			100円
別館軽運動室			210円
別館和室			210円
別館茶室			100円
別館講習室		第1	210円
		第2	210円

	全面	3 1 0 円
別館学童学習室		2 1 0 円
別館研修室		2 1 0 円
別館相談室		1 0 0 円
別館託児室		2 1 0 円
別館調理実習室		3 1 0 円

別表第2多目的集会室の項中「1, 020円」を「1, 040円」に改め、同表第1研修室の項、第2研修室の項、郷土資料室の項、実習室の項、生活改善室の項、視聴覚室の項及び和室の項中「200円」を「210円」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名			使用料（1時間につき）	備考
金島ふれあい交流センター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室	1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料	
弓削コスモス館	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
大城ますかげセンター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	

一	舞台	100円	
	控室	100円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名		単位	利用料金	
軽運動室		1時間につき	210円	
料理講習室		1時間につき	100円	
講習室		1時間につき	100円	
会議室		1時間につき	100円	
音楽室		1時間につき	150円	
和室		1時間につき	150円	
宿泊室		1人1泊（16時から翌日10時まで） につき	1,100円	
多目的室		1時間につき	220円	
多 目 的 ホ ー ル	ホールとして使用する 場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 1,640円	
		入場料を徴収する場合	1時間につき 3,300円	
ホ ー ル	体育館として使用する 場合	全面使用	9時～13時	1,320円
			13時～17時	1,320円
			17時～21時	1,320円
		半面使用	9時～13時	660円
13時～17時	660円			

		17時～21時	660円
冷暖房及び器具利用料金		市長が規則で定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(久留米市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

15 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の久留米市体育施設条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例の一部改正に伴う経過措置)

16 この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前の久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市三潞農村運動広場条例の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の際現に第20条の規定による改正前の久留米市三潞農村運動広場条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市城島総合文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

19 この条例の施行の際現に第21条の規定による改正前の久留米市城島総合文化センター条例の規定による許可を受けている者に係る

使用料については、なお従前の例による。

(久留米市田主丸複合文化施設条例の一部改正に伴う経過措置)

20 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の久留米市田主丸複合文化施設条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(久留米市城島ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

21 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の久留米市城島ふれあいセンター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(久留米市城島ふれあい広場条例の一部改正に伴う経過措置)

22 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の久留米市城島ふれあい広場条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市三瀨B & G海洋センター条例の一部改正に伴う経過措置)

23 この条例の施行の際現に第25条の規定による改正前の久留米市三瀨B & G海洋センター条例の規定による許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(久留米市歴史公園条例の一部改正に伴う経過措置)

24 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の久留米市歴史公園条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

(坂本繁二郎生家条例の一部改正に伴う経過措置)

25 この条例の施行の際現に第27条の規定による改正前の坂本繁二郎生家条例の規定による許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(久留米市生涯学習センター条例の一部改正に伴う経過措置)

26 この条例の施行の際現に第28条の規定による改正前の久留米市生涯学習センター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

現行		改正後（案）			
別表第3（第12条関係） 指定管理施設利用料金（久留米市みづま総合体育館を除く。）		別表第3（第12条関係） 指定管理施設利用料金（久留米市みづま総合体育館を除く。）			
施設名	区分	利用料金	施設名	区分	利用料金
久留米市 米市 荘島 体育館	全面使用	2時間につき <u>510円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	久留米市 米市 荘島 体育館	全面使用	2時間につき <u>520円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用	2時間につき <u>250円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		半面使用	2時間につき <u>260円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	卓球に利用 する場合 (競技大会 利用の場合 を除く。)	卓球台1台につき2時間 <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		卓球に利用 する場合 (競技大会 利用の場合 を除く。)	卓球台1台につき2時間 <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	個人利用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		個人利用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
卓球 場	卓球に利用 する場合	卓球台1台につき2時間 <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	卓球 場	卓球に利用 する場合	卓球台1台につき2時間 <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	個人利用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		個人利用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	卓球以外に 利用する場 合(1室に つき)	2時間につき <u>410円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		卓球以外に 利用する場 合(1室に つき)	2時間につき <u>410円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
軽運	卓球に利用	卓球台1台につき2時間 <u>200円</u>	軽運	卓球に利用	卓球台1台につき2時間 <u>210円</u>

動室	個人利用	(以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき <u>200円</u>
	卓球以外に 利用する場 合(1室に つき)	410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
トレ ーニ ング 室	個人利用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	回数券(2 時間分の利 用券11枚 つづり)	<u>2,000円</u>
久留 米市 西部 地区 体育	冷暖房設備(卓 球場及び軽運動 室を卓球以外で 利用する場合1 室につき)	1時間につき 150円
	温水シャワー設 備(1機につ き)	5分につき 100円
久留 米市 西部 地区 体育	全面使用	2時間につき <u>920円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用	2時間につき <u>460円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
1 / 4 面使	2時間につき 230円	
動室	個人利用	(以後2時間を単位として同額を加算) 2時間につき <u>210円</u>
	卓球以外に 利用する場 合(1室に つき)	410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
トレ ーニ ング 室	個人利用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	回数券(2 時間分の利 用券11枚 つづり)	<u>2,100円</u>
久留 米市 西部 地区 体育	冷暖房設備(卓 球場及び軽運動 室を卓球以外で 利用する場合1 室につき)	1時間につき 150円
	温水シャワー設 備(1機につ き)	5分につき 100円
久留 米市 西部 地区 体育	全面使用	2時間につき <u>940円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用	2時間につき <u>470円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
1 / 4 面使	2時間につき 230円	

米市 筑後 川漕 艇場	用 冷 暖 房 設 備	(1室に つき)	(以後2時間を単位として同額を加算) 1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
久留 米市 善導 寺公 園相 撲場	専用使用		1時間につき 100円
久留 米市	専用使用 (1面 につき)		2時間につき <u>530円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
西田 テニ スコ ート	温水シャワー設 備 (1機につ き)		5分につき 100円
久留 米市	全面使用		2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
西田 体育 館	半面使用		2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留 米市 東部 運動 公園	全面使用 半面使用		2時間につき <u>1,030円</u> 2時間につき <u>520円</u>
米市 筑後 川漕 艇場	用 冷 暖 房 設 備	(1室に つき)	(以後2時間を単位として同額を加算) 1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
久留 米市 善導 寺公 園相 撲場	専用使用		1時間につき 100円
久留 米市	専用使用 (1面 につき)		2時間につき <u>520円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
西田 テニ スコ ート	温水シャワー設 備 (1機につ き)		5分につき 100円
久留 米市	全面使用		2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
西田 体育 館	半面使用		2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留 米市 東部 運動 公園	全面使用 半面使用		2時間につき <u>1,020円</u> 2時間につき <u>510円</u>

久留米市丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき	410円
久留米市丸ソフトボール場	半面使用	2時間につき	210円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (全面につき)	30分につき	1,040円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (半面につき)	30分につき	520円
久留米市丸ソフトボール場	専用使用	2時間につき	210円
久留米市丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき	410円
久留米市丸ソフトボール場	半面使用	2時間につき	210円
久留米市丸ソフトボール場	冷暖房設備	1時間につき	830円
久留米市丸ソフトボール場	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき	100円
久留米市丸ソフトボール場	オムニコート (1面につき)	1時間につき	210円
久留米市丸ソフトボール場	クレイコート (1面につき)	1時間につき	100円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (1面につき)	1時間につき	210円
久留米市丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき	410円
久留米市丸ソフトボール場	半面使用	2時間につき	200円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (全面につき)	30分につき	1,020円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (半面につき)	30分につき	510円
久留米市丸ソフトボール場	専用使用	2時間につき	200円
久留米市丸ソフトボール場	全面使用	2時間につき	410円
久留米市丸ソフトボール場	半面使用	2時間につき	200円
久留米市丸ソフトボール場	冷暖房設備	1時間につき	820円
久留米市丸ソフトボール場	温水シャワー設備 (1機につき)	5分につき	100円
久留米市丸ソフトボール場	オムニコート (1面につき)	1時間につき	200円
久留米市丸ソフトボール場	クレイコート (1面につき)	1時間につき	100円
久留米市丸ソフトボール場	照明設備 (1面につき)	1時間につき	200円

久留米市田丸多目的グラウンド	全面使用 半面使用	2時間につき 820円 2時間につき 410円	久留米市田丸多目的グラウンド	全面使用 半面使用	2時間につき 830円 2時間につき 410円
久留米市田丸体育館	専用使用	2時間につき 200円	久留米市田丸体育館	専用使用	2時間につき 210円
久留米市北野グラウンド	全面使用 半面使用 照明設備 (全面につき)	2時間につき 410円 2時間につき 200円 30分につき 1,020円	久留米市北野グラウンド	全面使用 半面使用 照明設備 (全面につき)	2時間につき 410円 2時間につき 210円 30分につき 1,040円
久留米市北野テニスコート	照明設備 (半面につき)	30分につき 510円	久留米市北野テニスコート	照明設備 (半面につき)	30分につき 520円
久留米市北野テニスコート	1面につき 照明設備 (1面につき)	1時間につき 100円 1時間につき 200円	久留米市北野テニスコート	1面につき 照明設備 (1面につき)	1時間につき 100円 1時間につき 210円
久留米市北野テニスコート	専用使用	2時間につき 410円	久留米市北野テニスコート	専用使用	2時間につき 410円

米市北野武道場			
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき	<u>210円</u>
久留米市北野体育館	全面使用	2時間につき	410円
久留米市北野体育館	半面使用	2時間につき	<u>210円</u>
久留米市北野体育館	個人利用	2時間につき	50円
久留米市北野体育館	1面につき	1時間につき	<u>210円</u>
久留米市北野体育館	照明設備（1面につき）	1時間につき	<u>210円</u>
久留米市北野体育館	専用使用	30分につき	<u>1,100円</u> (以後30分を単位として同額を加算)

米市北野武道場			
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき	<u>200円</u>
久留米市北野体育館	全面使用	2時間につき	410円
久留米市北野体育館	半面使用	2時間につき	<u>200円</u>
久留米市北野体育館	個人利用	2時間につき	50円
久留米市北野体育館	1面につき	1時間につき	<u>200円</u>
久留米市北野体育館	照明設備（1面につき）	1時間につき	<u>200円</u>
久留米市北野体育館	専用使用	30分につき	<u>1,080円</u> (以後30分を単位として同額を加算)

の多 目的 広場 照明 設備		
西国 分小	全灯使用 30分につき <u>1,080円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
学校 の運 動場 照明 設備	半灯使用 30分につき <u>520円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
荒木 中学 校の 運動 場照 明設 備	全灯使用 30分につき <u>2,160円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
	半灯使用 30分につき <u>1,640円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	

別表第4 (第16条関係)

久留米市みづま総合体育館利用料金

区分		利用料金
メ ス ポ ー ツ に 利 用 す	占有使用 (観客 席、ラン ニングコ ア	入場料を 2時間につき <u>2,310円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 2時間につき <u>4,620円</u>

の多 目的 広場 照明 設備		
西国 分小	全灯使用 30分につき <u>1,100円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
学校 の運 動場 照明 設備	半灯使用 30分につき <u>530円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
荒木 中学 校の 運動 場照 明設 備	全灯使用 30分につき <u>2,200円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	
	半灯使用 30分につき <u>1,670円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	

別表第4 (第16条関係)

久留米市みづま総合体育館利用料金

区分		利用料金
メ ス ポ ー ツ に 利 用 す	占有使用 (観客 席、ラン ニングコ ア	入場料を 2時間につき <u>2,350円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 2時間につき <u>4,710円</u>

る場 合	リ 一 ナ	一 ス を 含 む 。	徴収する 場合	(以後2時間を単位として同額を加算)		
			部分使用	全面使用	2時間につき <u>1,360円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				半面使用	2時間につき <u>680円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
					1/4面 使用	2時間につき <u>340円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人使用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)			
			占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき <u>570円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				部分使 用	入場料を徴 収する場合	2時間につき <u>1,150円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
					半面使用	2時間につき <u>280円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
			個人使用	1/4面使 用	2時間につき <u>140円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		
2時間につき <u>9,420円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)						
そ の 他	メ イ ン ア リ	占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき <u>18,850円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		
		入場料を徴 収する場合	2時間につき <u>18,850円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)			

る場 合	リ 一 ナ	一 ス を 含 む 。	徴収する 場合	(以後2時間を単位として同額を加算)		
			部分使用	全面使用	2時間につき <u>1,330円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				半面使用	2時間につき <u>660円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
					1/4面 使用	2時間につき <u>330円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人使用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)			
			占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき <u>560円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				部分使 用	入場料を徴 収する場合	2時間につき <u>1,130円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
					半面使用	2時間につき <u>280円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
			個人使用	1/4面使 用	2時間につき <u>140円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)	
				2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		
2時間につき <u>9,250円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)						
そ の 他	メ イ ン ア リ	占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき <u>18,510円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)		
		入場料を徴 収する場合	2時間につき <u>18,510円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)			

一 ナ	占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき 2,260円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
サ ブ ア リ ー ナ	占有使 用	入場料を徴 収する場合	2時間につき 4,520円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
附属 施設	軽運動室・研修室		1時間につき 2,000円 (以後1時間を単位として同額を加算)		
役員室		占有使用時 以外	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
トレーニング グ 室		個人使用	2時間につき 2,000円 (以後1時間を単位として1,000円を加 算)		
		回数券(2 時間分の使 用券11枚 つづり)	2,000円		
ランニング コース		個人使用	2時間につき 1,000円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		回数券(2 時間分の使 用券11枚 つづり)	1,000円		
温水シャワー設備			5分につき 1機 100円		
一 ナ	占有使 用	入場料を徴 収しない場 合	2時間につき 2,300円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
サ ブ ア リ ー ナ	占有使 用	入場料を徴 収する場合	2時間につき 4,610円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
附属 施設	軽運動室・研修室		1時間につき 2,100円 (以後1時間を単位として同額を加算)		
役員室		占有使用時 以外	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
トレーニング グ 室		個人使用	2時間につき 2,100円 (以後1時間を単位として1,000円を加 算)		
		回数券(2 時間分の使 用券11枚 つづり)	2,100円		
ランニング コース		個人使用	2時間につき 1,000円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		回数券(2 時間分の使 用券11枚 つづり)	1,000円		
温水シャワー設備			5分につき 1機 100円		

放送設備	1日につき	1式	300円
電光得点表示盤	1日につき	1式	510円
30秒タイマー計	1日につき	1式	100円
ファール回数表示器	1日につき	1式	100円
タイムアウト要求器	1日につき	1式	100円
スクリーン	1日につき	1式	100円
長机	1日につき	1台	20円
椅子	1日につき	1脚	10円
バスケットボールゴール	1日につき	1式	300円
フロアシート	1日につき	1枚	100円
電源	1日につき	1キロワット	250円
冷暖	1時間につき	4,	620円
房設	1時間につき	1,	540円
備	1時間につき	1	50円

別表第5 (第16条関係)

久留米市野球場使用料

区分	使用時間		9時から	11時から	15時から	18時から
	2時まで	15時まで	18時まで	21時まで		
入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合	1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	
	一般の場合	2,570円	2,570円	2,570円	2,570円	
職業野球の場合	1時間につき	10,	280円			
	(以後1時間を単位として同額を加算)					
入場料を	児童・生徒の	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料

放送設備	1日につき	1式	310円
電光得点表示盤	1日につき	1式	520円
30秒タイマー計	1日につき	1式	100円
ファール回数表示器	1日につき	1式	100円
タイムアウト要求器	1日につき	1式	100円
スクリーン	1日につき	1式	100円
長机	1日につき	1台	20円
椅子	1日につき	1脚	10円
バスケットボールゴール	1日につき	1式	310円
フロアシート	1日につき	1枚	100円
電源	1日につき	1キロワット	260円
冷暖	1時間につき	4,	710円
房設	1時間につき	1,	570円
備	1時間につき	1	50円

別表第5 (第16条関係)

久留米市野球場使用料

区分	使用時間		9時から	11時から	15時から	18時から
	2時まで	15時まで	18時まで	21時まで		
入場料を徴収しない場合	児童・生徒の場合	1,040円	1,040円	1,040円	1,040円	
	一般の場合	2,610円	2,610円	2,610円	2,610円	
職業野球の場合	1時間につき	10,	470円			
	(以後1時間を単位として同額を加算)					
入場料を	児童・生徒の	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料

徴収する 場合	の25人分の25人分の25人分		の25人分の25人分の25人分	
	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料
一般の場合	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料
職業野球の場 合	最高入場料の200人分に <u>108,000円</u> を 加算した額			
附属施設	会議室	1時間につき <u>410円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)	410円	410円
	放送設備	1日 1回につき <u>1,020円</u>	1,020円	1,020円
	スコアボード	30分につき <u>990円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	990円	990円
	照明設備	30分につき <u>3,240円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	3,240円	3,240円
	冷暖房設備	1時間につき 1室 <u>100円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)	100円	100円
	温水シャワー 設備	5分につき 1機 <u>100円</u>	100円	100円

別表第6 (第16条関係)
久留米市武道場及び久留米市弓道場使用料

施設名	区分		使用料
	畳敷き 武道場 又は板 張り武 道場	全面使 用	
久留米 市武道 場	入場料 を徴収 しない 場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算)	<u>3,200円</u>
	入場料 を徴収 する場 合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算)	<u>9,600円</u>

徴収する 場合	の25人分の25人分の25人分		の25人分の25人分の25人分	
	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料
一般の場合	最高入場料	最高入場料	最高入場料	最高入場料
職業野球の場 合	最高入場料の200人分に <u>110,000円</u> を 加算した額			
附属施設	会議室	1時間につき <u>410円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)	410円	410円
	放送設備	1日 1回につき <u>1,040円</u>	1,040円	1,040円
	スコアボード	30分につき <u>1,000円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	1,000円	1,000円
	照明設備	30分につき <u>3,300円</u> (以後30分を単位として同額を加算)	3,300円	3,300円
	冷暖房設備	1時間につき 1室 <u>100円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)	100円	100円
	温水シャワー 設備	5分につき 1機 <u>100円</u>	100円	100円

別表第6 (第16条関係)
久留米市武道場及び久留米市弓道場使用料

施設名	区分		使用料
	畳敷き 武道場 又は板 張り武 道場	全面使 用	
久留米 市武道 場	入場料 を徴収 しない 場合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算)	<u>3,250円</u>
	入場料 を徴収 する場 合	2時間につき (以後2時間を単位として同額を加算)	<u>9,770円</u>

久留米市弓道場	全面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき <u>1,630円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき <u>4,880円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	専用使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき <u>810円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき <u>2,440円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	全面使用	個人利用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		控室(1室につき)	1時間につき <u>210円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	専用使用	温水シャワー設備(1機につき)	5分につき <u>100円</u>
		全面使用	2時間につき <u>1,520円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	主道場	主道場	2時間につき <u>1,220円</u>

久留米市弓道場	全面使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき <u>1,600円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき <u>4,800円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	専用使用	入場料を徴収しない場合	2時間につき <u>800円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		入場料を徴収する場合	2時間につき <u>2,400円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	全面使用	個人利用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
		控室(1室につき)	1時間につき <u>200円</u> (以後1時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	専用使用	温水シャワー設備(1機につき)	5分につき <u>100円</u>
		全面使用	2時間につき <u>1,500円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市弓道場	主道場	主道場	2時間につき <u>1,200円</u>

	(以後2時間を単位として同額を加算)
遠的練習場	2時間につき 300円 (以後2時間を単位として同額を加算)
個人利用	2時間につき <u>200円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)

別表第7 (第16条関係)

久留米市中央公園内の補助競技場及びテニスコートの照明設備使用

料

施設名	区分	使用料
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備	全面使用 半面使用	2時間以内 <u>5,400円</u> 2時間以内 <u>3,240円</u>
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備	専用使用 (1面につき) 個人利用 (1人につき)	2時間以内 <u>850円</u> 2時間以内 <u>200円</u>

別表第8 (第16条関係)

久留米市田主丸アリーナ使用料

	(以後2時間を単位として同額を加算)
遠的練習場	2時間につき 300円 (以後2時間を単位として同額を加算)
個人利用	2時間につき <u>210円</u> (以後2時間を単位として同額を加算)

別表第7 (第16条関係)

久留米市中央公園内の補助競技場及びテニスコートの照明設備使用

料

施設名	区分	使用料
久留米市中央公園内の補助競技場照明設備	全面使用 半面使用	2時間以内 <u>5,500円</u> 2時間以内 <u>3,300円</u>
久留米市中央公園内のテニスコート照明設備	専用使用 (1面につき) 個人利用 (1人につき)	2時間以内 <u>870円</u> 2時間以内 <u>210円</u>

別表第8 (第16条関係)

久留米市田主丸アリーナ使用料

区分	9時から17時まで	17時から22時まで	
1階	第1研修室	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>300円</u>
	第2研修室	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>300円</u>
	第3研修室	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	第4研修室	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>300円</u>
	第5研修櫃	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	第6研修室	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>300円</u>
2階	第1軽運動室	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	体育室	1時間につき <u>510円</u>	1時間につき <u>1,020円</u>
3階	ステージ	1時間につき <u>510円</u>	1時間につき <u>1,020円</u>
	第2軽運動室	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>410円</u>

備考

区分	9時から17時まで	17時から22時まで	
1階	第1研修室	1時間につき <u>210円</u>	1時間につき <u>310円</u>
	第2研修室	1時間につき <u>210円</u>	1時間につき <u>310円</u>
	第3研修室	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	第4研修室	1時間につき <u>210円</u>	1時間につき <u>310円</u>
	第5研修櫃	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	第6研修室	1時間につき <u>210円</u>	1時間につき <u>310円</u>
2階	第1軽運動室	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>410円</u>
	体育室	1時間につき <u>520円</u>	1時間につき <u>1,040円</u>
3階	ステージ	1時間につき <u>520円</u>	1時間につき <u>1,040円</u>
	第2軽運動室	1時間につき <u>310円</u>	1時間につき <u>410円</u>

備考

<p>5 体育室及びびステージの使用に当たり、9時から17時までの間に おいて照明を使用した場合は、上記の使用料の額に510円を加算する ものとする。</p>	<p>5 体育室及びびステージの使用に当たり、9時から17時までの間に おいて照明を使用した場合は、上記の使用料の額に520円を加算する ものとする。</p>
---	---

久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年条例第35号）新旧対照表

		現行						改正後（案）									
別表第1（第11条関係）																	
生涯学習センター施設利用料金						生涯学習センター施設利用料金											
区分	9時30分 から12時 30分まで	13時から 15時まで	15時30 分から17 時30分ま で	18時から 21時30 分まで	9時30分 から12時 30分まで	13時から 15時まで	15時30 分から17 時30分ま で	18時から 21時30 分まで	201学習室	202学習室	203学習室	204学習室	205学習室	206学習室	207学習室	208和室	301 両方を同時 学習 に使用する
	500円	320円	320円	580円	510円	330円	330円	590円	510円	510円	510円	510円	770円	770円	770円	770円	1,350 円
	500円	320円	320円	580円	510円	330円	330円	590円	510円	510円	510円	510円	770円	770円	770円	770円	1,350 円
	500円	320円	320円	580円	510円	330円	330円	590円	510円	510円	510円	510円	770円	770円	770円	770円	1,350 円
	500円	320円	320円	580円	510円	330円	330円	590円	510円	510円	510円	510円	770円	770円	770円	770円	1,350 円
	760円	500円	500円	890円	770円	510円	510円	910円	770円	770円	770円	770円	910円	910円	910円	910円	1,570 円
	760円	500円	500円	890円	770円	510円	510円	910円	770円	770円	770円	770円	910円	910円	910円	910円	1,570 円
	760円	500円	500円	890円	770円	510円	510円	910円	770円	770円	770円	770円	910円	910円	910円	910円	1,570 円
	760円	500円	500円	890円	770円	510円	510円	910円	770円	770円	770円	770円	910円	910円	910円	910円	1,570 円
	1,320 円	880円	880円	1,540 円	1,350 円	900円	900円	1,570 円	1,350 円	900円	900円	900円	1,570 円	1,570 円	1,570 円	1,570 円	1,570 円

室・3 02学 習室	場合 片方のみを 使用する場 合	770円	510円	510円	510円	910円
	401和室	770円	510円	510円	510円	910円
茶室	音楽室1	510円	330円	330円	330円	590円
		1,350円	900円	900円	900円	1,570円
音楽室2	美術室1	770円	510円	510円	510円	910円
		770円	510円	510円	510円	910円
美術室2	ダンススタジオ	1,350円	900円	900円	900円	1,570円
		1,350円	900円	900円	900円	1,570円
調理実習室		1,350円	900円	900円	900円	1,570円
視聴 覚ホ ール	練習用として使 用する場合	1,350円	900円	900円	900円	1,570円
	発表用として使 用する場合	5,020円	3,350円	3,350円	3,350円	5,860円
発表用として使 用する場合		10,050円	6,700円	6,700円	6,700円	11,730円

室・3 02学 習室	場合 片方のみを 使用する場 合	760円	500円	500円	500円	890円
	401和室	760円	500円	500円	500円	890円
茶室	音楽室1	500円	320円	320円	320円	580円
		1,320円	880円	880円	880円	1,540円
音楽室2	美術室1	760円	500円	500円	500円	890円
		760円	500円	500円	500円	890円
美術室2	ダンススタジオ	1,320円	880円	880円	880円	1,540円
		1,320円	880円	880円	880円	1,540円
調理実習室		1,320円	880円	880円	880円	1,540円
視聴 覚ホ ール	練習用として使 用する場合	1,320円	880円	880円	880円	1,540円
	発表用として使 用する場合	4,930円	3,290円	3,290円	3,290円	5,760円
発表用として使 用する場合		9,870円	6,580円	6,580円	6,580円	11,520円

体育館	全面使用の場合	960円	640円	640円	1,130円
	半面使用の場合	480円	320円	320円	560円
市民ギャラリー		760円	500円	500円	890円
一時保育室		760円	500円	500円	890円
冷暖房設備又は附属設備	市長が規則で定める額				

備考

2 学習室等（市民ギャラリー及び一時保育室を除く。）を個人利用する場合は、上記の金額にかかわらず使用時間帯の区分ごとに1人につき200円とする。

別表第2（第20条の2関係）

男女平等推進センター施設使用料

区分	9時30分から12時30分まで	13時から15時まで	15時30分から17時30分まで	18時から21時30分まで
209研修室	760円	500円	500円	890円
210研修室・211研修室	両方を同時に使用する場合	880円	880円	1,540円
11研修室	片方のみを使用する場合	760円	500円	890円
合				

体育館	全面使用の場合	980円	660円	660円	1,150円
	半面使用の場合	490円	320円	320円	570円
市民ギャラリー		770円	510円	510円	910円
一時保育室		770円	510円	510円	910円
冷暖房設備又は附属設備	市長が規則で定める額				

備考

2 学習室等（市民ギャラリー及び一時保育室を除く。）を個人利用する場合は、上記の金額にかかわらず使用時間帯の区分ごとに1人につき210円とする。

別表第2（第20条の2関係）

男女平等推進センター施設使用料

区分	9時30分から12時30分まで	13時から15時まで	15時30分から17時30分まで	18時から21時30分まで
209研修室	770円	510円	510円	910円
210研修室・211研修室	両方を同時に使用する場合	1,350円	900円	1,570円
11研修室	片方のみを使用する場合	770円	510円	910円
合				

212 研修室	500円	320円	320円	580円	212 研修室	510円	330円	330円	590円
備考	<p>2 研修室を個人利用する場合（個人が占有せずに使用する場合はいう。）の使用料は、上記の金額にかかわらず使用時間帯の区分ごとに1人につき<u>200円</u>とする。</p>								
備考	<p>2 研修室を個人利用する場合（個人が占有せずに使用する場合はいう。）の使用料は、上記の金額にかかわらず使用時間帯の区分ごとに1人につき<u>210円</u>とする。</p>								

久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例（平成16年条例第77号）新旧対照表

現行				改正後（案）				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）				
アリーナ	専用使用	全面使用	2時間につき	410円	専用使用	全面使用	2時間につき	410円
		半面使用	2時間につき	200円		半面使用	2時間につき	210円
会議室	個人使用		2時間につき	50円	個人使用		2時間につき	50円
	専用使用		1時間につき	100円	専用使用		1時間につき	100円
	冷暖房施設		1時間につき	100円	冷暖房施設		1時間につき	100円

久留米市三潞農村運動広場条例（平成16年条例第78号）新旧対照表

現行				改正後（案）				
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）				
グラウンド	全面使用	専用使用	2時間につき	410円	全面使用	専用使用	2時間につき	410円
		半面使用	2時間につき	200円		半面使用	2時間につき	210円

照明設備 (全面につき)	30分につき1,020円	照明設備 (全面につき)	30分につき1,040円
	0円		0円
照明設備 (半面につき)	30分につき510円	照明設備 (半面につき)	30分につき520円
テニスコート	1面につき200円	1面につき	1時間につき210円
	1時間につき200円	照明設備 (1面につき)	1時間につき210円

久留米市城島総合文化センター条例 (平成16年条例第101号) 新旧対照表

現行		改正後 (案)	
別表 (第8条関係)	久留米市城島総合文化センター使用料	別表 (第8条関係)	久留米市城島総合文化センター使用料
施設名	使用料	施設名	使用料
インガットホール	1時間につき3,080円	インガットホール	1時間につき3,140円
イベントホール	1時間につき610円	イベントホール	1時間につき620円
ミーティングルーム1	1時間につき100円	ミーティングルーム1	1時間につき100円
ミーティングルーム2	1時間につき100円	ミーティングルーム2	1時間につき100円
ミーティングルーム3	1時間につき100円	ミーティングルーム3	1時間につき100円
インガットホールの舞台のみ	1時間につき1,020円	インガットホールの舞台のみ	1時間につき1,040円
研修室1	1時間につき200円	研修室1	1時間につき210円
研修室2	1時間につき200円	研修室2	1時間につき210円
視聴覚室	1時間につき200円	視聴覚室	1時間につき210円
和室	1時間につき200円	和室	1時間につき210円
茶室 (水屋含む。)	1時間につき100円	茶室 (水屋含む。)	1時間につき100円

久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年条例第107号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
施設使用料（1時間当り）				施設使用料（1時間当り）			
施設名	基本使用料	冷暖房施設使用料		施設名	基本使用料	冷暖房施設使用料	
ホール	1,540円	1,230円		ホール	1,570円	1,250円	
ステージ	1,020円	1,230円		ステージ	1,040円	1,250円	
リハーサル室	300円	200円		リハーサル室	310円	210円	
練習室	200円	200円		練習室	210円	210円	
控室1	200円	100円		控室1	210円	100円	
控室2	100円	100円		控室2	100円	100円	
控室3	100円	100円		控室3	100円	100円	
市民ギャラリー	200円	410円		市民ギャラリー	210円	410円	
多目的研修室	610円	410円		多目的研修室	620円	410円	
研修室1	200円	100円		研修室1	210円	100円	
研修室2	200円	100円		研修室2	210円	100円	
研修室3	200円	100円		研修室3	210円	100円	
工作室	300円	100円		工作室	310円	100円	
調理実習室	300円	100円		調理実習室	310円	100円	
和室1	100円	100円		和室1	100円	100円	
和室2	100円	100円		和室2	100円	100円	
茶室	100円	100円		茶室	100円	100円	
学習室	300円	200円		学習室	310円	210円	
ラウンジ	200円	410円		ラウンジ	210円	410円	

久留米市城島ふれあいセンター条例（平成16年条例第112号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター使用料	別表第1（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター使用料	別表第1（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター使用料	別表第1（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター使用料
区分	使用料（1時間につき）	区分	使用料（1時間につき）
視聴覚室	200円	視聴覚室	210円
和室A	200円	和室A	210円
和室B	200円	和室B	210円
和室C	200円	和室C	210円
和室D	200円	和室D	210円
和室E	100円	和室E	100円
和室F	100円	和室F	100円
軽運動室	300円	軽運動室	310円
調理実習室	200円	調理実習室	210円
第1講習室	200円	第1講習室	210円
第2講習室	200円	第2講習室	210円
備考	備考	備考	備考
1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。	1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。 0円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	1 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、上記の使用料に当該使用料に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
別表第2（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料	別表第2（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料	別表第2（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料	別表第2（第8条関係） 久留米市城島ふれあいセンター宿泊使用料
4歳以上15歳未満の者（中学校等に在籍する者を含む。）又は20歳以上の者（大学に在学する者を除く。）	4歳以上15歳未満の者（中学校等に在籍する者を含む。）又は20歳以上の者（大学に在学する者を除く。）	4歳以上15歳未満の者（中学校等に在籍する者を含む。）又は20歳以上の者（大学に在学する者を除く。）	4歳以上15歳未満の者（中学校等に在籍する者を含む。）又は20歳以上の者（大学に在学する者を除く。）

む。	大学に在学する者	
1人1泊につき 30	1人1泊につき 41	1人1泊につき 51
0円	0円	0円

別表第3（第8条関係）

久留米市城島ふれあいセンター天文台使用料

区分	基本使用料	超過料金
大型望遠鏡	1回につき2時間まで 2,050円	30分までごとに 510円
小型望遠鏡	1回につき2時間まで 820円	30分までごとに 100円
太陽観測装置	1回につき2時間まで 2,050円	30分までごとに 510円

む。	大学に在学する者	
1人1泊につき 31	1人1泊につき 41	1人1泊につき 52
0円	0円	0円

別表第3（第8条関係）

久留米市城島ふれあいセンター天文台使用料

区分	基本使用料	超過料金
大型望遠鏡	1回につき2時間まで 2,090円	30分までごとに 520円
小型望遠鏡	1回につき2時間まで 830円	30分までごとに 100円
太陽観測装置	1回につき2時間まで 2,090円	30分までごとに 520円

久留米市城島ふれあい広場条例（平成16年条例第114号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
別表（第6条関係）		
ふれあい広場使用料		
区分	使用料	利用料金
専用使用	2時間につき410円	2時間につき410円
ふれあい広場の照明設備	30分につき1,020円	30分につき1,040円
城島中学校運動場の照明設備	30分につき510円	30分につき520円

久留米市三潆B&G海洋センター条例（平成16年条例第117号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○久留米市三潆B&G海洋センター条例 別表第2（第9条関係） 舟艇利用料金		○久留米市三潆B&G海洋センター条例 別表第2（第9条関係） 舟艇利用料金	
区分	利用料金	区分	利用料金
OPディングー	1艇2時間につき 100円	OPディングー	1艇2時間につき 100円
12フイートヨット	1艇2時間につき 200円	12フイートヨット	1艇2時間につき 210円
カッター	1艇2時間につき 200円	カッター	1艇2時間につき 210円
ダブルスカル	1艇2時間につき 200円	ダブルスカル	1艇2時間につき 210円
カヌー	1艇2時間につき 100円	カヌー	1艇2時間につき 100円

久留米市歴史公園条例（平成18年条例第48号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第8条関係） 歴史公園使用料				別表第1（第8条関係） 歴史公園使用料			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
第5条第1項第1号に掲げる行為	1件につき1日	300円		第5条第1項第1号に掲げる行為	1件につき1日	310円	
第5条第1項第2号に掲げる行為	写真機1台につき1月	3,240円		第5条第1項第2号に掲げる行為	写真機1台につき1月	3,300円	
映画撮影	撮影機1台につき1日	300円		映画撮影	撮影機1台につき1日	310円	
第5条第1項第3号に掲げる行為	1件につき1日	3,240円		第5条第1項第3号に掲げる行為	1件につき1日	3,300円	
第5条第1項第4号に掲げる行為	1件につき1日	300円		第5条第1項第4号に掲げる行為	1件につき1日	310円	
別表第2（第8条関係） 歴史公園占用料 備考				別表第2（第8条関係） 歴史公園占用料 備考			

<p>8 占用料の額が日額で定められている占用物件で、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、上記により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における占用の期間ごとに算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>8 占用料の額が日額で定められている占用物件で、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、上記により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における占用の期間ごとに算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額の合計額とする。</p>
---	--

坂本繁二郎生家条例（平成22年条例第13号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第6条関係） 入場料			
区分	入場料		入場料
	個人	200円	個人 210円
一般	200円	20人以上の団体	20人以上の団体 150円
小中学生	100円	1人につき	1人につき 50円
パスポート券	一般	1,020円	一般 1,040円
	小中学生	510円	小中学生 520円
別表第2（第12条関係） 使用料			
区分	10:00~13:00	13:00~17:00	10:00~13:00 13:00~17:00
座敷	610円	820円	620円 830円
次の間	610円	820円	620円 830円

久留米市生涯学習センター条例（平成26年条例第47号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第12条関係） 久留米市北野生涯学習センター使用料			
施設名		施設名	
使用料（1時間につき）		使用料（1時間につき）	

大ホール	ホールとして 使用する場合	客室	2,050円
		舞台	1,020円
		全面	3,080円
	体育館として	卓球	1面100円
	使用する場合	バドミントン	1面100円
		全面	510円
1階和室			200円
中会議室	1		300円
	2		200円
	全面		410円
2階和室			300円
視聴覚室			300円
2階小会議室			100円
別館軽運動室			200円
別館和室			200円
別館茶室			100円
別館講習室	第1		200円
	第2		200円
	全面		300円
別館学童学習室			200円
別館研修室			200円
別館相談室			100円
別館託児室			200円
別館調理実習室			300円

別表第2（第12条関係）

大ホール	ホールとして 使用する場合	客室	2,090円
		舞台	1,040円
		全面	3,140円
	体育館として	卓球	1面100円
	使用する場合	バドミントン	1面100円
		全面	520円
1階和室			210円
中会議室	1		310円
	2		210円
	全面		410円
2階和室			310円
視聴覚室			310円
2階小会議室			100円
別館軽運動室			210円
別館和室			210円
別館茶室			100円
別館講習室	第1		210円
	第2		210円
	全面		310円
別館学童学習室			210円
別館研修室			210円
別館相談室			100円
別館託児室			210円
別館調理実習室			310円

別表第2（第12条関係）

久留米市三瀧生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1,020円
第1研修室	200円
第2研修室	200円
郷土資料室	200円
実習室	200円
生活改善室	200円
視聴覚室	200円
和室	200円
集会室	410円

別表第3（第12条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名	使用料（1時間につき）	備考
金島ふれあい交流センター	全面	300円
	1/3面	100円
	2/3面	200円
	舞台	100円
控室		100円
		100円
弓削コスモス館	全面	300円
	1/3面	100円
	2/3面	200円

久留米市三瀧生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1,040円
第1研修室	210円
第2研修室	210円
郷土資料室	210円
実習室	210円
生活改善室	210円
視聴覚室	210円
和室	210円
集会室	410円

別表第3（第12条関係）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名	使用料（1時間につき）	備考
金島ふれあい交流センター	全面	310円
	1/3面	100円
	2/3面	210円
	舞台	100円
控室		100円
		100円
弓削コスモス館	全面	310円
	1/3面	100円
	2/3面	210円

	舞台	100円
大城ますか、交流ホールセンター	全面	300円
	1/3面	100円
	2/3面	200円
	舞台	100円
控室		100円
		交流ホールの舞台を併用する場合は無料

別表第4（第15条関係）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名	単位	利用料金
軽運動室	1時間につき	200円
料理講習室	1時間につき	100円
講習室	1時間につき	100円
会議室	1時間につき	100円
音楽室	1時間につき	150円
和室	1時間につき	150円
宿泊室	1人1泊（16時から翌日10時まで）につき	1,080円
多目的室	1時間につき	210円
多目的ホールとして使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,610円
	入場料を徴収	3,240円

	舞台	100円
大城ますか、交流ホールセンター	全面	310円
	1/3面	100円
	2/3面	210円
	舞台	100円
控室		100円
		交流ホールの舞台を併用する場合は無料

別表第4（第15条関係）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名	単位	利用料金
軽運動室	1時間につき	210円
料理講習室	1時間につき	100円
講習室	1時間につき	100円
会議室	1時間につき	100円
音楽室	1時間につき	150円
和室	1時間につき	150円
宿泊室	1人1泊（16時から翌日10時まで）につき	1,100円
多目的室	1時間につき	220円
多目的ホールとして使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,640円
	入場料を徴収	3,300円

体育館として使用する 場合	収める場合	9時～13時	1, 290円	体育館として使用する 場合	収める場合	9時～13時	1, 320円
		13時～17時	1, 290円			13時～17時	1, 320円
		17時～21時	1, 290円			17時～21時	1, 320円
体育館として使用する 場合	収める場合	9時～13時	640円	体育館として使用する 場合	収める場合	9時～13時	660円
		13時～17時	640円			13時～17時	660円
		17時～21時	640円			17時～21時	660円
冷暖房及び器具利用料金		市長が規則で定める額		冷暖房及び器具利用料金		市長が規則で定める額	

(第50号議案関係)
消費税及び地方消費税の引き上げに伴う関係条例の整備に関する
条例について

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い改正を行うもので、各種証明手数料など非課税扱いとなるものを除き、原則として消費税率改定分の2%を使用料等に転嫁する。

1 改正の概要

項目	改正内容
体育施設、文化施設、生涯学習施設等の使用料・利用料金（附属設備を含む。）	原則として、現在の料金等の税抜き相当額を算出し、その額に1.1を乗じて得た額に改正する。（※）

（※）但し、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 該当条例

例規名称	所管課
久留米市体育施設条例	市民文化部体育スポーツ課
久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例	市民文化部生涯学習推進課
久留米市三潞農業者トレーニングセンター条例	市民文化部体育スポーツ課
久留米市三潞農村運動広場条例	市民文化部体育スポーツ課
久留米市城島総合文化センター条例	市民文化部生涯学習推進課
久留米市田主丸複合文化施設条例	市民文化部生涯学習推進課
久留米市城島ふれあいセンター条例	市民文化部生涯学習推進課
久留米市城島ふれあい広場条例	市民文化部体育スポーツ課
久留米市三潞B&G海洋センター条例	市民文化部体育スポーツ課
久留米市歴史公園条例	市民文化部文化財保護課
坂本繁二郎生家条例	市民文化部文化財保護課
久留米市生涯学習センター条例	市民文化部生涯学習推進課

3 適用区分

新しい使用料等は、令和元年10月1日以降に利用・占用の許可等分から適用する。なお、事前予約が可能な施設などにおいて、令和元年10月1日以降の利用について、令和元年9月30日までに許可等を受けている場合は、従前の使用料等を適用する。

4 指定管理者制度導入施設について

指定管理者が管理する施設の使用料等は、条例で定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとなっている。

第 5 1 号議案

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結に係る意見の申出に
ついて

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結に係る意見の申出に
ついて

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結について、別紙のとおり市議会
に提出することに同意する。

第 号議案

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

京町小学校校舎棟改築工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

京町小学校校舎棟改築工事請負契約締結について

京町小学校校舎棟改築工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市京町

2 工事の概要

(1) 校舎棟建設工事

鉄筋コンクリート造4階建

延床面積 3,566.21平方メートル

(2) 上記に伴う外構工事

(3) 旧校舎棟解体工事

教室棟① 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 726平方メートル

教室棟② 鉄筋コンクリート造4階建

延床面積 1,184平方メートル

教室棟③ 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 1,205平方メートル

調理室棟 鉄骨造1階建

延床面積 14平方メートル

倉庫1 コンクリートブロック造1階建

延床面積 33平方メートル

解体後整地他

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して740日間

4 契約金額

10億3,543万円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,413万円)

5 契約の相手方

久留米市大石町32番地

黒田・新日本・ティー・ツー特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市大石町 3 2 番地
黒田建設株式会社
代表取締役 黒田 潔

構成員 久留米市津福本町 1 2 4 9 - 6
新日本住宅株式会社
代表取締役 江島 香織

構成員 久留米市国分町 1 9 8 7 - 1 2
ティー・ツー株式会社
代表取締役 石川 達郎

第 5 2 号 議案

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結に係る意見
の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9
条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結に係る意見
の申出について

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

京町小学校校舎棟改築電気設備工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

京町小学校校舎棟改築電気設備工事請負契約締結について

京町小学校校舎棟改築電気設備工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市京町

2 工事の概要

電灯設備、動力設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、太陽光発電設備、テレビ共同受信設備、防犯・入退室管理設備、自動火災報知設備、自動閉鎖設備、構内配電線路、構内通信線路

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して740日間

4 契約金額

1億5,059万円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,369万円)

5 契約の相手方

久留米市西町1215番地

新栄・サンケイ特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市西町1215番地

株式会社新栄電業社

代表取締役 原 伸輔

構成員 久留米市東合川5丁目6番29号

サンケイ株式会社

代表取締役 古賀 恭治

第 5 3 号議案

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結に係る意見
の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9
条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結に係る意見
の申出について

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

京町小学校校舎棟改築機械設備工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

京町小学校校舎棟改築機械設備工事請負契約締結について

京町小学校校舎棟改築機械設備工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市京町

2 工事の概要

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、空気調和設備、換気設備、自動制御設備

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して740日間

4 契約金額

1億6,296万5,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,481万5,000円)

5 契約の相手方

久留米市東合川三丁目3番6号

フジクリーン・中島空調特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市東合川三丁目3番6号

フジクリーン久留米株式会社

代表取締役 古賀 信

構成員 久留米市南三丁目24番21号

中島空調設備株式会社

代表取締役 中島 幹夫

第 5 4 号 議 案

南小学校校舎増築工事請負契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

南小学校校舎増築工事請負契約締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

南小学校校舎増築工事請負契約締結に係る意見の申出について

南小学校校舎増築工事請負契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

南小学校校舎増築工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

南小学校校舎増築工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

南小学校校舎増築工事請負契約締結について

南小学校校舎増築工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市南二丁目

2 工事の概要

(1) 校舎建設工事

鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 1,330.57平方メートル

(2) 上記に伴う渡り廊下工事及び外構工事

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して380日間

4 契約金額

3億5,200万円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,200万円)

5 契約の相手方

久留米市国分町2019-2

平田・聖光特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市国分町2019-2

株式会社平田工務店

代表取締役 林 増満

構成員 久留米市合川町1235番地

聖光建設株式会社

代表取締役 江頭 栄二

第 5 5 号 議案

令和元年度教育費 9 月補正予算に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

令和元年度教育費 9 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和元年度教育費 9 月補正予算に係る意見の申出について

令和元年度教育費 9 月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 寄附金	1 寄附金	千円 576,661	千円 19,500	千円 596,161
23 市債	1 市債	千円 576,661	千円 408,400	千円 11,158,100

※ 「19 寄附金－1 寄附金」のうち、補正額5,000千円が教育振興事業費寄附金

※ 「23 市債－1 市債」のうち、補正額25,600千円が特別支援学校施設整備事業

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	千円 8,702,795	千円 429,250	千円 9,132,045
10 教育費	1 教育総務費	千円 2,087,846	千円 -319,746	千円 1,768,100
	4 特別支援学校費	千円 245,798	千円 28,540	千円 274,338

※ 「2 総務費－1 総務管理費」のうち、補正額12,521千円が教育委員会の国県等返還金

※ 「10 教育費－1 教育総務費」のうち、補正額5,000千円が教育振興基金積立金

第2表 繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校給食室改築事業にかかる委託料、工事費及び備品購入費	184,500 千円

第4表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
特別支援学校施設整備事業	千円 15,500	千円 41,100

令和元年度9月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源				内訳	内容	令和元年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	償還 千円	その他 千円			
款項目：2-1-18 標準経費 国県等返還金 (学校施設課)	12,521					12,521	◎日吉小学校・屏水中学校校舎改築事業に伴う交付金返還 12,521千円 日吉小学校校舎改築事業、屏水中学校校舎改築事業における解体工事費補助金として申請した交付金の一部について、会計検査院からの指摘を受け、返還するもの。 ・日吉小学校校舎改築事業返還金 11,409千円 ・屏水中学校校舎改築事業返還金 1,112千円	
款項目：10-1-2 標準経費 教育振興基金運用事業 (学校教育課)	5,000				5,000		◎教育振興基金積立金 5,000千円 寄附の申し出があったため、寄附金として受領し、教育振興基金へ積み立てるもの ○株式会社森光商店からの寄附 5,000千円 久留米市美術館の振興と学校教育の充実に目的として寄附をうけた。 平成16年9月に初回500万円を受領し、今回で4回目となる。	0
款項目：10-2-1 政策事業 小学校給食の充実 (学校保健課)							◎小学校給食の充実(合川小学校給食室改築事業) 鉄骨造である給食室改築工事において、鉄骨工事に用いる建設資材の納期長期化により、年度内の工事完了が見込めないため、繰越明許費を設定する。 また、備品(厨房機器)に関して、建物建設時に取合い等、調整が必要なものについては、工事と同時期に発注する必要があるため、併せて繰越明許費を設定する。	887,575
						【繰越明許費】(追加) 184,500千円 ○監理委託料、工事請負費及び備品購入費		

令和元年度9月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源				内訳	内容	令和元年度 当初予算額 千円
		国県 支出金 千円	地方 債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
款項目:10-4-1 政策事業 特別支援学校施設長寿 命化事業 (学校施設課)	28,540		25,600		2,940	◎特別支援学校施設長寿命化事業 7月21日の台風5号による大雨により、特別支援学校について、教室内(2教室)まで雨漏れの範囲が広がっており、特に児童へ影響が高いことから、緊急対応が必要である。部分修繕では対応できないため、防水工事を行うもの。 ・工事請負費 28,540千円	27,258	
								公共施設等適正管理推進事業債(90%)

第 5 6 号 議 案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について
の点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 5 7 号 議 案

令和 2 年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度に
ついて

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

令和 2 年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度について、「久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について（平成 2 7 年 8 月 2 0 日教育委員会議決）」に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

令和２年度の久留米市立小学校における小規模特認校制度について

- 1 既に制度を導入した小規模特認校における、令和２年度入学・転入学児童募集については、次のとおりとする。

- (1) 大橋小学校及び柴刈小学校

特認校制度の運用規定「２ 制度導入・児童募集の考え方
(２)募集をしない場合のア」に該当するため、令和２年度入学・転入学児童の募集は行わない。

- (2) 下田小学校及び浮島小学校

特認校制度の運用規定「２ 制度導入・児童募集の考え方
(２)募集をしない場合のイ」に該当するため、令和２年度入学・転入学児童の募集は行わない。

- 2 留意事項

令和３年度以降の児童募集については、児童数推計等を十分に踏まえて協議を行い、対応を決定するものとする。

●H30～R7年度の児童数推移

R1年5月1日現在の推計(特学除く)

大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	12	12	15	5	13	7	64
1年度	16	12	13	15	5	13	74
2年度	13	16	12	13	15	5	74
3年度	9	13	16	12	13	15	78
4年度	12	9	13	16	12	13	75
5年度	10	12	9	13	16	12	72
6年度	7	10	12	9	13	16	67
7年度	10	7	10	12	9	13	61

下田小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	6	7	4	7	9	5	38
1年度	4	6	6	5	8	10	39
2年度	4	4	6	6	5	7	32
3年度	5	4	4	6	6	5	30
4年度	2	5	4	4	6	6	27
5年度	4	2	5	4	4	6	25
6年度	3	4	2	5	4	4	22
7年度	5	3	4	2	5	4	23

浮島小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	1	7	2	9	6	3	28
1年度	3	1	7	1	7	5	24
2年度	2	3	1	7	1	6	20
3年度	7	2	3	1	8	1	22
4年度	0	8	2	3	1	7	21
5年度	7	0	8	2	3	1	21
6年度	3	8	0	8	2	3	24
7年度	3	3	8	0	9	2	25

※網掛け部分は複式学級

柴刈小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	12	10	10	11	17	10	70
1年度	14	12	11	10	11	17	75
2年度	14	14	12	11	10	11	72
3年度	13	14	14	12	11	10	74
4年度	10	13	14	14	12	11	74
5年度	7	10	13	14	14	12	70
6年度	12	7	10	13	14	14	70
7年度	13	12	7	10	13	14	69

草野小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	10	10	12	14	14	16	76
1年度	11	9	11	11	15	14	71
2年度	5	11	9	11	11	15	62
3年度	11	5	11	9	11	11	58
4年度	13	11	5	11	9	11	60
5年度	13	13	11	5	11	9	62
6年度	12	13	13	11	5	11	65
7年度	8	12	13	13	11	5	62

青峰小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	16	13	19	15	19	14	96
1年度	13	13	10	19	11	18	84
2年度	12	12	12	9	17	11	73
3年度	11	11	11	11	8	17	69
4年度	5	10	11	10	10	8	54
5年度	5	5	10	10	9	10	49
6年度	7	5	5	9	9	9	44
7年度	3	6	5	5	8	9	36

※網掛け部分は複式学級

○久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について

平成27年8月20日

久留米市教育委員会議決

1 制度活用の基本的な考え方

- (1) 小規模特認校制度については、その評価において、制度上の限界や課題が明らかとなったものの、一定の条件下では複式学級編制を回避できた成果等を、今後の運用等に活かすことは可能であると考え。このようなことから、今後については、慎重な検討の下に一定の成果が期待できる学校を適切に選定して制度を導入することで、学校小規模化の対応の一方策として活用を図る。
- (2) 適切な制度運用のために、制度導入・児童募集の考え方を定めるとともに、考え方に適合する学校であっても、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により対応を決定する。

2 制度導入・児童募集の考え方

- (1) 基本として、次のアからウまでの全ての条件を満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。
 - ア 推計により複式学級の編制が見込まれるが、その拡大には至らないこと。
 - イ 複式学級編制の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがあること。
 - ウ 制度実施により、学校における転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がないこと。
- (2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、原則として児童募集を行わない。
 - ア 複式学級編制を回避・解消し、推計においても複式学級編制の見込みが無いとき。
 - イ 複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるとき。

●草野小学校の児童数推移

※草野小学校については、5月1日現在の推計値において、令和3年度から複式学級が発生する見込みであった。8月1日時点での令和2年度の入学者数を確認したところ、転入者が1名あり、R2年度の入学者数が5名から6名になったことから、複式学級(*)は令和4年度から発生する見込みである。

* 複式学級の編制基準：隣り合う2つの学年の児童数の合計が16人以下。
(1年生を含む場合は8人以下)

草野小学校

R1年8月1日現在の推計（特学除く）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
30年度	10	10	12	14	14	16	76
1年度	11	9	11	11	15	14	71
2年度	6	11	9	11	11	15	63
3年度	10	6	11	9	11	11	58
4年度	13	10	6	11	9	11	60
5年度	13	13	10	6	11	9	62
6年度	12	13	13	10	6	11	65
7年度	8	12	13	13	10	6	62

第 5 8 号 議 案

自動車破損事故による損害賠償の専決処分に係る意見の申出
について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 2 6 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

自動車破損事故による損害賠償の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

自動車破損事故による損害賠償の専決処分に係る意見の申出
について

自動車破損事故による損害賠償の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

自動車破損事故による損害賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市立南小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

自動車破損事故による損害賠償の専決処分について

久留米市立南小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故による損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第2号

自動車破損事故による損害賠償についての専決処分書

久留米市立南小学校敷地内の樹木の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和元年8月9日

久留米市長 大久保 勉

和解書

甲 久留米市

久留米市長 大久保 勉

乙

1 事故発生日時

令和元年 7 月 1 日

午後 0 時 2 5 分頃

2 事故発生場所

久留米市南二丁目 1 6 番 1 号（久留米市立南小学校敷地内）

3 車種及び登録番号

乙 普通乗用自動車（マツダ）

4 事故の状況

甲が上記敷地内に植栽した樹木の腐朽により、枝が折れ、その直下の駐車場に駐車していた乙車両に落下し、乙車両を破損させたものの。

5 損害の状況

乙 物的損害 ルーフパネル等破損

上記事故について、次のとおり和解する。

1 甲は、乙に対し損害賠償金 1 3 4 , 7 3 5 円を支払う。

その内容は、乙の車両修繕料 1 3 4 , 7 3 5 円である。

2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。

3 甲及び乙は、上記事故について、前項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市
久留米市長 大久保 勉

乙



教育委員会後援事業等に関する報告

R1.7.13からR1.8.8 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和元年7月26日(金)～ 令和元年7月28日(日) 9:00～18:00	久留米市心理リハビリテーション 夏季集中訓練会	久留米市心理リハビリテーション研究会	久留米市総合福祉会館	後援	学校教育課
2	令和元年8月17日(土) 9:00～12:00	コンサート×おしばい「ペーターベン物語」	一般社団法人みむみむの森芸術文化振興グループ	はちひめホール	後援★	学校教育課
3	令和元年11月23日(土) 13:00～16:00	第11回 T-1グランプリ福岡	福岡県茶業青年団	ガーデンホール矢部川城	後援	学校教育課
4	令和元年11月21日(木) 8:50～ 令和元年11月22日(金)12:30	令和元年度 第24回九州地区聴覚障害教育研究大会(久留米大会)	九州地区聴覚障害教育研究会	福岡県立久留米聴覚特別支援学校、ハynesホテル久留米	後援	学校教育課
5	令和元年9月1日(日)～ 12月22日(日)の土日祝のみ 10:00～16:00まで	親子謎解ウォーキング「アールクエスト」	NPOネオギャラクシー	市内の公園	後援	学校教育課
6	令和2年1月25日(土)～ 令和2年1月26日(日) 3回公演	54期九州100人100日ミュージカルプロジェクト久留米公演	NPO法人コモンビート	久留米シティプラザザ・グランドホール	後援	学校教育課
7	令和元年11月22日(金) 13:55～17:00	久留米市小学校教育研究会家庭科部会実践交流会 第53回福岡県小学校家庭科教育研究大会 第45回筑後地区小学校家庭科教育研究大会	久留米市小学校教育研究会家庭科部会	久留米市立弓削小学校	後援	学校教育課
8	令和元年10月27日(日) 9:45～15:00	第18回 ポレポレ祭り	ポレポレ祭り実行委員会	出会いの場 ポレポレ	後援	学校教育課
9	令和元年9月～令和2年2月 第3土(午後)・日(午前)	第2回九州民家大学	特定非営利活動法人日本民家再生協会	サンライフ久留米	後援★	生涯学習推進課
10	令和元年9月14日(土) 10:00～16:00	2019地域交通まちづくりイベント「バスでまちづくり」	持続可能なまちづくり研究会	久留米シティプラザ大会議室3	後援	生涯学習推進課
11	令和元年9月15日、 10月20日(日) 9:30～12:00	能楽普及の為の独謡会	清吟会	高牟礼会館	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	令和元年9月15日(日) 14:00～15:30	くるめシティープラスの街なかコンサート vol.3	くるめシティープラス	六角堂広場(久留米シティプラザ)	後援	生涯学習推進課
13	令和元年9月16日(月)～ 19日(木)10:00～18:00	第39回久留米連合文化会 会員華道展	久留米連合文化会	久留米シティプラザ 展示室2-3	後援	生涯学習推進課
14	(展示) 令和元年9月20日(金)～ 22日(日)9:00～18:00 (授賞式) 令和元年9月22日(日) 11:00～12:30	第22回竹峰書藝大院全国 書道展	竹峰書藝大院	プラム・カルコア太宰府	後援	生涯学習推進課
15	令和元年9月21日(土)～ 11月4日(月・振)開館41日間 開館時間10:00～17:00 (入館は16:30まで) 月曜日休館 (9/23,10/14,11/7は開館)	タータン 伝統と革新のデザイン	(公財)久留米文化振興 会 久留米美術館	久留米市美術館	後援	生涯学習推進課
16	令和元年9月28日(土) 12:00～15:45	第22回車椅子レクダンスふ れあいフェスティバル全国 大会in久留米	認定NPO法人 日本車 椅子レクダンス協会	久留米総合スポーツ センター(久留米ア リーナ) メインアリー ナ	後援	生涯学習推進課
17	令和元年10月9日(水)10:00 ～ 27日(日)17:30	市制施行130周年記念第68 回久留米市総合美術展	久留米市総合美術展実 行委員会	久留米市美術館1階	共催	生涯学習推進課
18	令和元年10月17日(木) 18:30～20:30、 19日(土)14:00～16:00、 23日(水)10:00～12:00	講演会「7ヶ国語で話そう。」	ヒッポファミリークラブ西 日本	久留米シティプラザ 小会議室	後援	生涯学習推進課
19	令和元年10月20日(日) 開演11:00 終演17:00	久留米市制施行130周年記 念 第49回 久留米ちくご 大歌舞伎	久留米ちくご大歌舞伎 実行委員会	久留米シティプラザ 「ザ・グランドホール」	後援	生涯学習推進課
20	[久留米公演] 令和元年10月22日(火・祝) 開場14:30 開演15:00 [福岡公演] 令和元年10月23日(水) 開場18:30 開演19:00	コンセール・エクラタン福岡 古楽シリーズVol.11 寺神戸 亮×コンセール・ エクラタン福岡～バロック・ ヴァイオリンの真髄～	一般社団法人 九州音 楽文化振興会	[久留米公演]日本福 音ルーテル久留米教 会 [福岡公演]西南コミュ ニティセンター	後援	生涯学習推進課
21	令和元年10月31日(木) 13:30～15:40	令和元年度 健やか親子 フォーラム(福岡県母子保 健大会)	福岡県	伊都文化会館	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
22	令和元年11月3日(日) 14:00～16:00	声楽アンサンブルPons Show You久留米公演2019 ～Autumn Concert～	Pons Show You	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
23	令和元年11月4日(月) 13:00～15:30、18:00～20:30	70周年記念公演「シンデレラ」	フジタバレエ研究所	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
24	令和元年11月4日(月・祝) 10:00～17:00	九州RAINBOW PRIDE 2019	九州レインボープライド 実行委員会	冷泉公園	後援	生涯学習推進課
25	令和元年11月9日(土)～ 12月1日(日)10:00～17:00	石橋文化センターもみじまつり2019	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
26	令和元年11月10日(日) 14:00～15:00	第4回久留米ジュニア文芸大会	久留米連合文化会	久留米市役所2階 くるみホール	後援	生涯学習推進課
27	令和元年11月12日(火) 10:00～17:00	第70回西部示現会展	示現会久留米支部	久留米市美術館 1階 展示室	後援	生涯学習推進課
28	令和元年11月17日(日) 14:30～16:30	寺田健一郎ギターリサイタル2019	寺田健一郎ギターリサイタル実行委員会	鳥栖市民文化会館	後援	生涯学習推進課
29	令和元年12月1日(日) 9:30～16:50	第26回賢順記念全国箏曲祭	賢順記念全国箏曲祭振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
30	令和元年12月22日(日) 15:00～16:30	2019 JDダンスパフォーマンスvol.1	ジャズダンススタジオJDカンパニー	久留米シティプラザCボックス	後援	生涯学習推進課
31	令和2年1月26日(日) 14:00～16:30	久留米音協合唱団第50回記念定期演奏会	久留米音協合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
32	令和2年2月5日(水)～ 16日(日)9:00～17:00	市制施行130周年記念第18回ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	久留米市役所2階 ホワイエ	後援	生涯学習推進課
33	令和2年2月8日(土)小学校、 中学校 9日(日)高等学校、大学、 職場・一般	第45回九州アンサンブルコンテスト	九州吹奏楽連盟	久留米シティプラザ	後援★	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
34	令和2年3月15日(日) 開場14:00 開演15:00～ 17:00	第4回 一日かぎりのオー ケストラ ～親子で楽しむ名 曲の祭典～	一般社団法人 九州音 楽文化振興会	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習推 進課
35	令和元年10月14日(火) 8:30～13:00	第2回田主丸スポーツフェ スティバル	第2回田主丸スポーツ フェスティバル実行委員 会	田主丸中学校グラウ ンド	共催	教育部田主 丸事務所
36	令和元年8月31日(土) 7:00～17:00	西武館創立30周年記念剣 道大会	西武館(せいぶかん)	久留米市みづま総合 体育館	後援	体育スポー ツ課

第7回「からくり儀右衛門大賞」小・中学生創作作品展の開催

主 催 久留米市

共 催 久留米市教育委員会・久留米工業大学

特別協力 株式会社東芝

趣 旨 郷土の偉人、「からくり儀右衛門」こと田中久重の業績を顕彰し、「ものづくりのまち久留米」の次代を担う久留米市立の小・中学校の児童・生徒に、創作の喜びを体感することを促すため、「久留米市理科作品展」に出品された創作部門の作品の中から、「からくり儀右衛門大賞」として、市長賞、教育長賞、久留米工業大学賞の受賞作品を選考し、受賞作品の展示および表彰を行う。

受賞作品選考

久留米市長賞：1名（小・中学生の中から1名）

教育長賞：1名（同）

久工大賞：金賞2名（小・中学生各1名）

銀賞2名（同）

銅賞2名（同）

特別賞2名程度（小・中学生各1名程度）

受賞作品展

日 時：令和元年9月12日（木）～16日（月、敬老の日）

10時00分～18時00分（16日は15時まで）

会 場：六ツ門図書館展示コーナー

入 場：無料

表 彰 式

日 時：令和元年9月16日（月） 15時30分～16時00分

会 場：市民活動サポートセンターみんくる 会議室1・2

からくり人形実演

日 時：令和元年9月16日（月） 11時30分～、13時30分～の2回（各30分程度）

会 場：市民活動サポートセンターみんくる 会議室1・2

内 容：久留米市所有の田中久重作「弓曳き童子」、NPO久留米からくり振興会所有の「文字書き人形（複製）」など、からくり人形の実演。

*問い合わせ 久留米市市民文化部文化財保護課（担当：白木・野間）

電話0942-30-9323

カザフスタン共和国の強化キャンプについて

1 概要

来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向け、カザフスタン共和国オリンピック委員会は、下表のとおり同国の代表チームによる1年前の強化キャンプを実施することを決定しました。

今後は同委員会と連携し、市民とのスポーツや文化、教育等の分野における交流事業実施に向けた調整等を行うとともに、来年の事前キャンプ実施に向けた受け入れ体制（宿泊、食事、練習相手、医療、移動手段等）の準備を進めます。

競技種目	日程	使用施設
レスリング (フリースタイル)	10月6日(日)～20日(日) (15日間)	久留米アリーナ (板張り道場)

※レスリング（グレコローマン）は、9月22日以降に判断予定です。

令和元年度 全国学力・学習状況調査の結果について

1 調査概要

実施日 平成31年4月18日
対象 小学校6年生（国語・算数）・中学校3年生（国語・数学・英語）
備考 昨年度までのA区分（知識）とB区分（知識の活用）を統合して実施

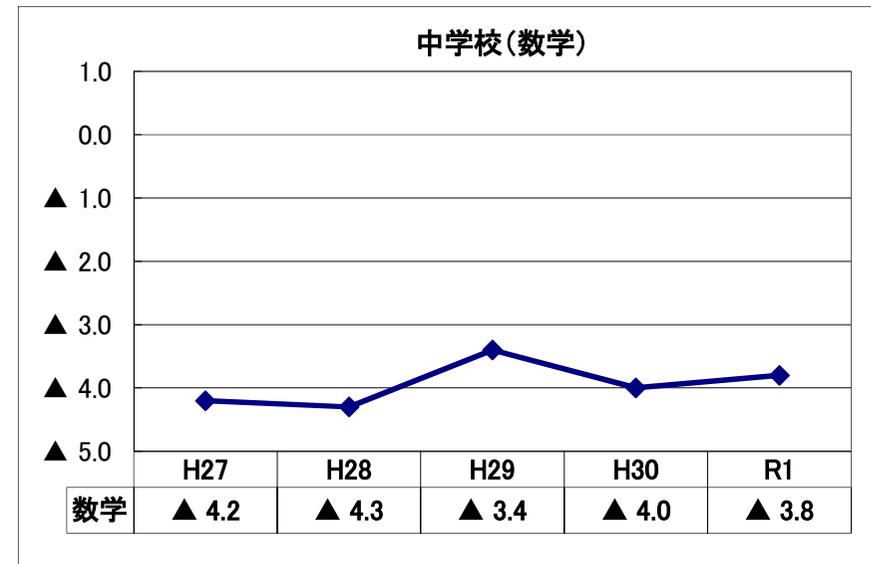
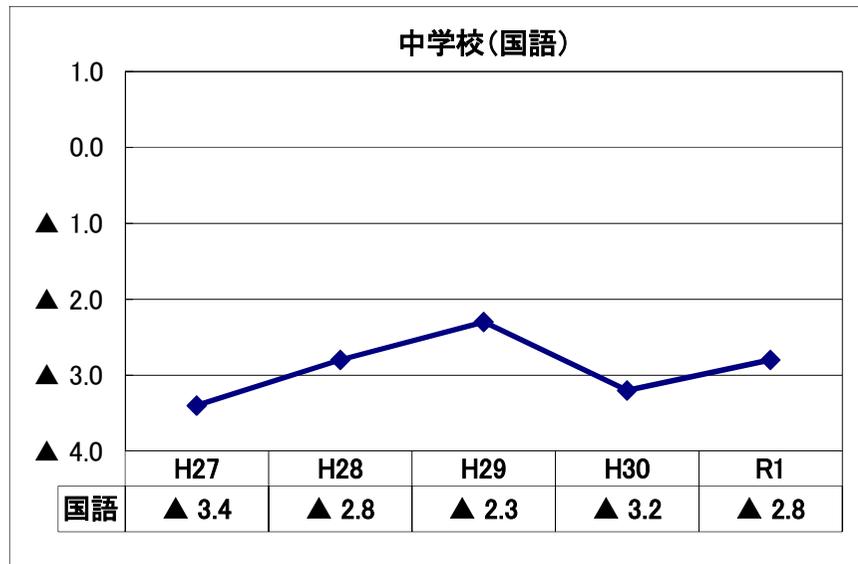
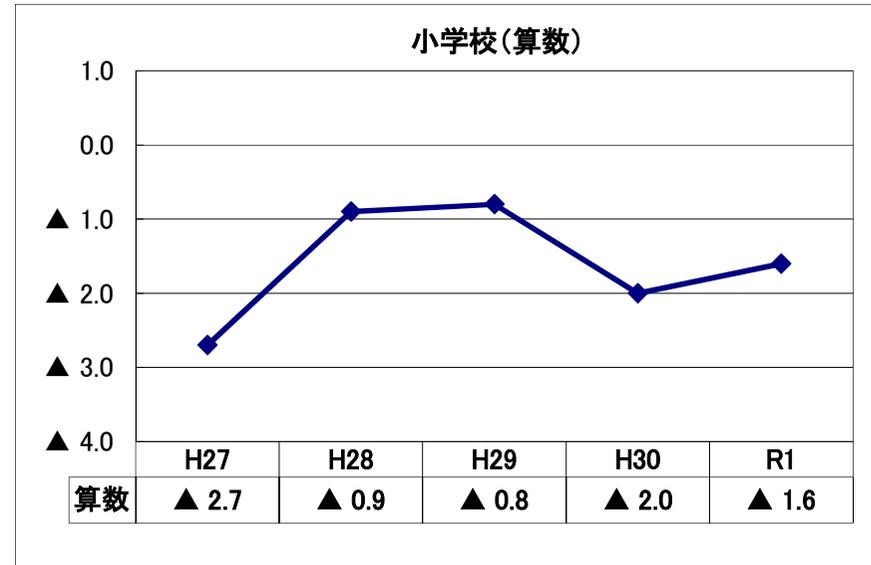
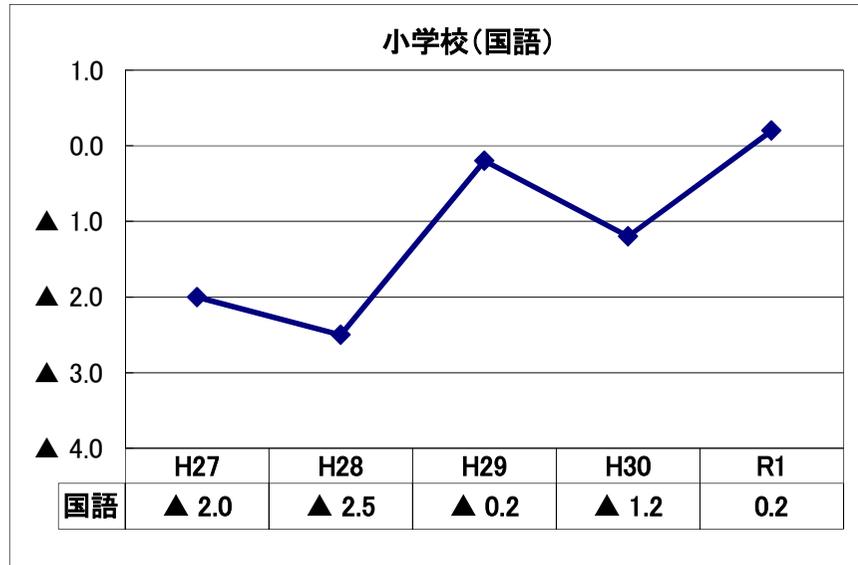
2 平均正答率の結果

- ① 小学校の国語は、全国平均を上回りました。
- ② 小学校の算数、中学校の国語と数学は、全国平均に届きませんでした。全ての区分で前年度より全国との差が縮まりました。
- ③ 中学校の英語は、全国平均に届きませんでした。

		小学校		中学校		
		国語	算数	国語	数学	英語
全国平均	A	63.8	66.6	72.8	59.8	56.0
福岡県平均		65	67	72	59	54
久留米市	B	64	65	70	56	52
全国との差 (R01)	C (B-A)	+0.2	▲1.6	▲2.8	▲3.8	▲4.0
全国との差 (H30)	D	▲1.2	▲2.0	▲3.2	▲4.0	—
全国との差の推移	E (C-D)	↑ 1.4	↑ 0.4	↑ 0.4	↑ 0.2	—

※ 市・県の結果は、文部科学省より整数で通知されます。
平成30年度の「全国との差」は、各教科のA区分とB区分の差の平均値です。

3 全国との差の推移

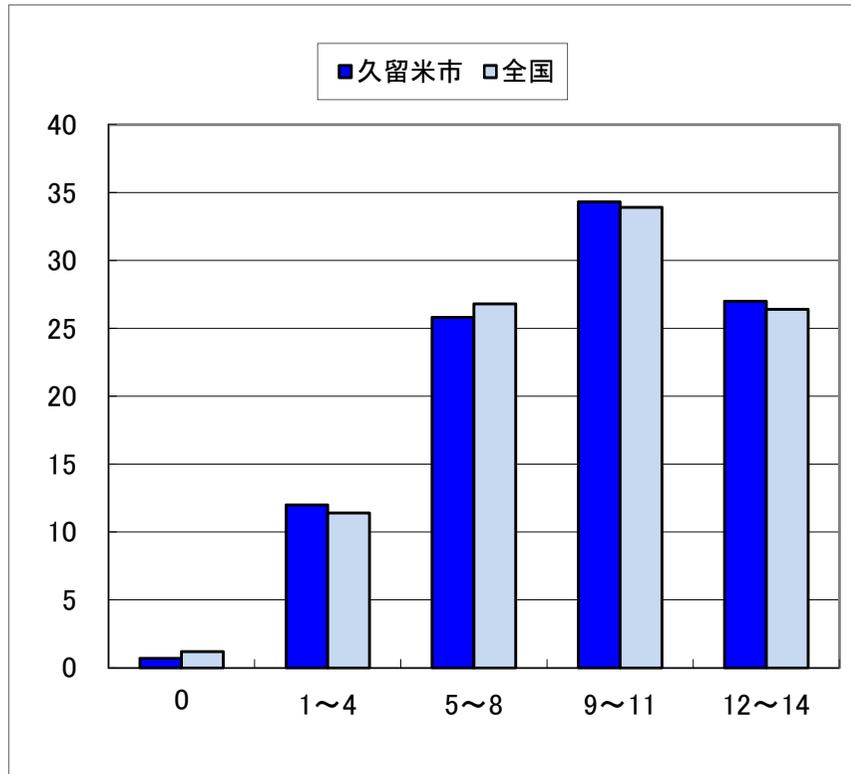


※ 平成27～30年度の数值は、各教科のA区分とB区分の差の平均値です。

4-1 正答数別の児童生徒の分布割合（小学校）

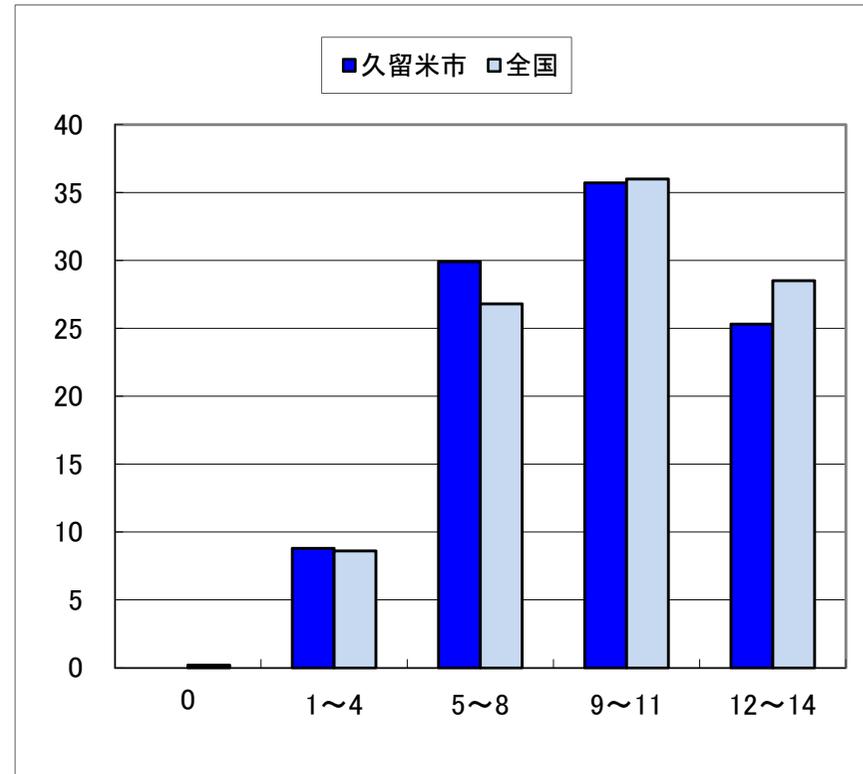
国語（14問）

正答数	0	1~4	5~8	9~11	12~14
久留米市	0.7	12.0	25.8	34.3	27.0
全国	1.2	11.4	26.8	33.9	26.4



算数（14問）

正答数	0	1~4	5~8	9~11	12~14
久留米市	0.0	8.8	29.9	35.7	25.3
全国	0.2	8.6	26.8	36.0	28.5

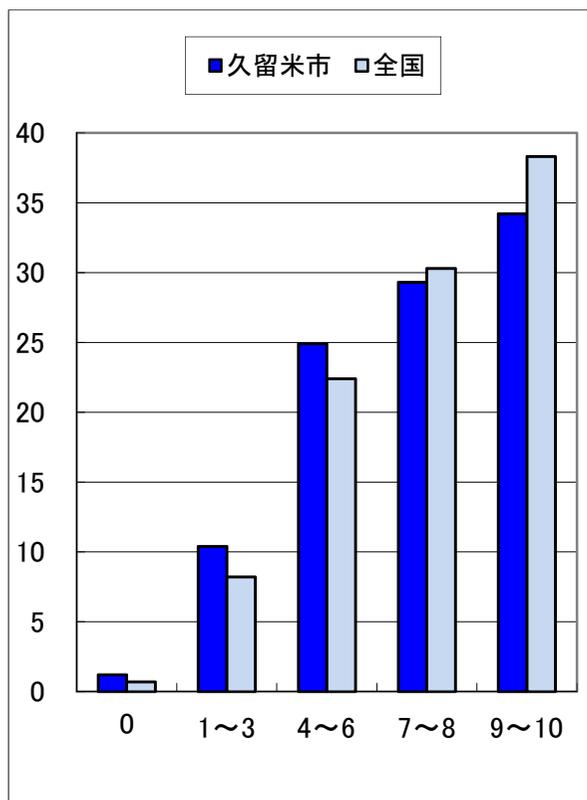


○ 小学校では、国語・算数とも無正答の割合が全国を下回りました。「1～4問正答」の割合は、国語・算数とも全国を上回りました。

4-2 正答数別の児童生徒の分布割合（中学校）

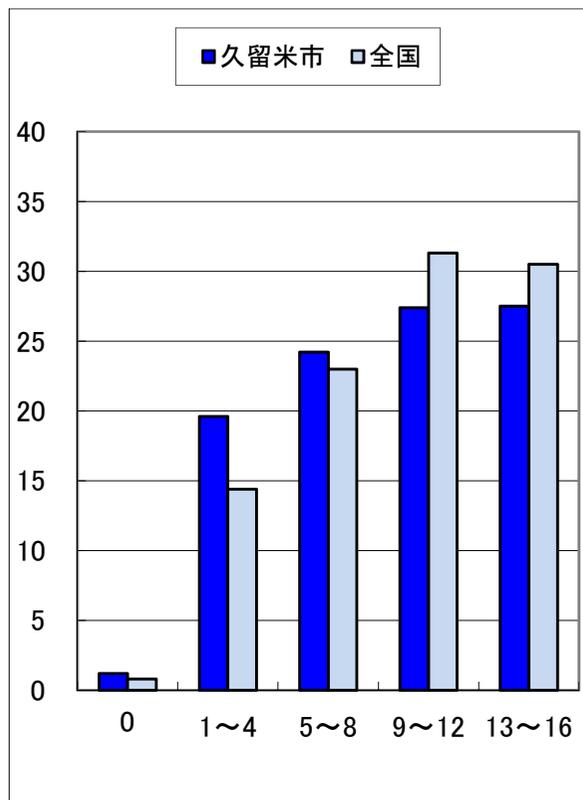
国語（10問）

正答数	0	1~3	4~6	7~8	9~10
久留米市	1.2	10.4	24.9	29.3	34.2
全国	0.7	8.2	22.4	30.3	38.3



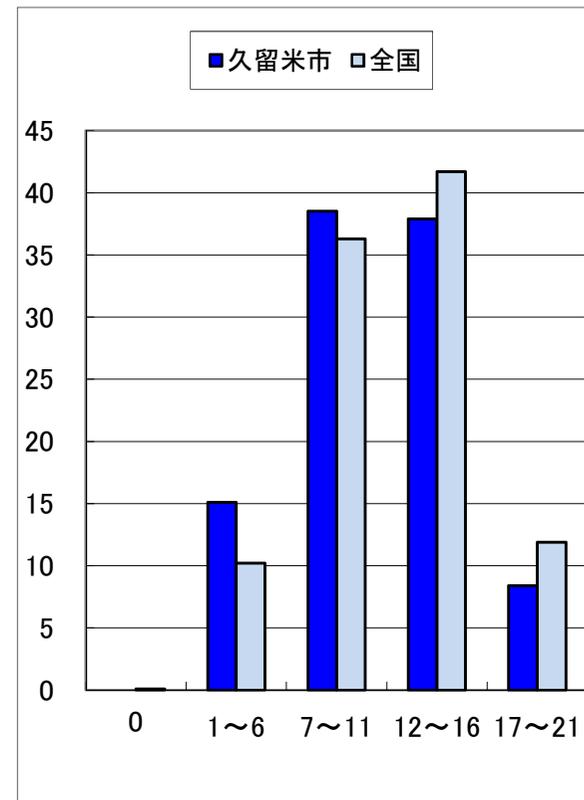
数学（16問）

正答数	0	1~4	5~8	9~12	13~16
久留米市	1.2	19.6	24.2	27.4	27.5
全国	0.8	14.4	23.0	31.3	30.5



英語（21問）

正答数	0	1~6	7~11	12~16	17~21
久留米市	0.0	15.1	38.5	37.9	8.4
全国	0.1	10.2	36.3	41.7	11.9



○ 中学校では、国語・算数とも無正答の割合が全国を上回るなど、いずれの教科も低位層の割合が全国を上回りました。

5 児童生徒への質問に関する主な調査結果

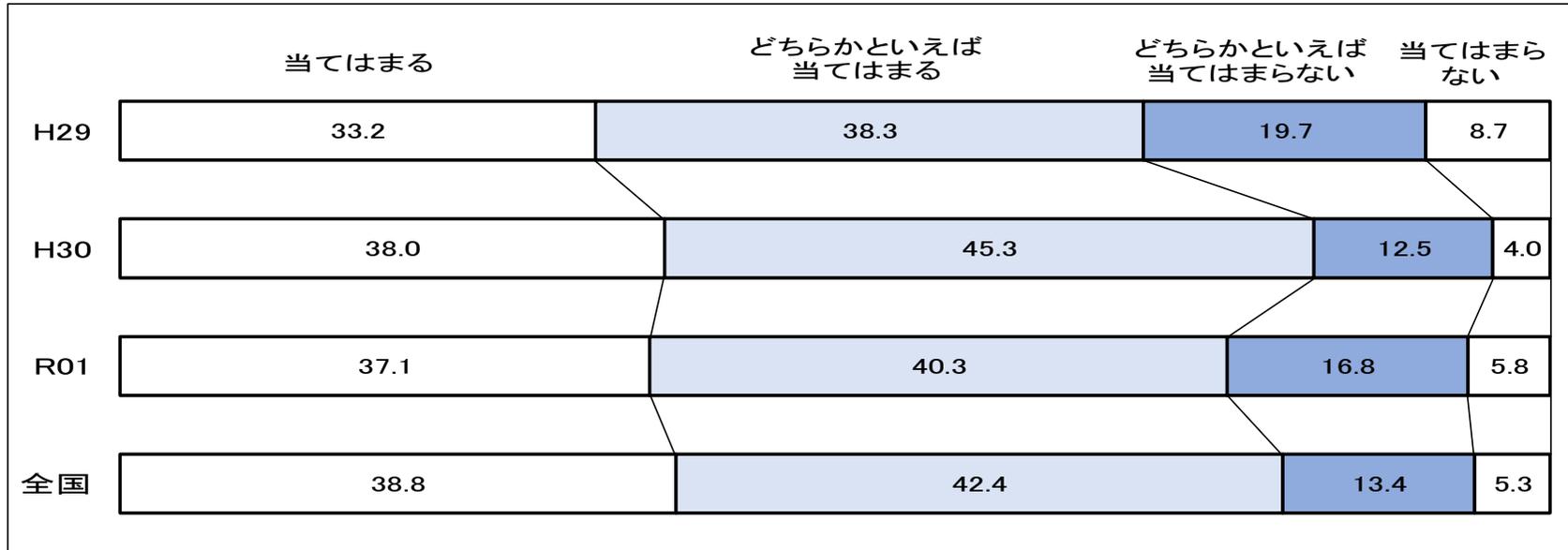
平日の授業以外の学習時間（塾・家庭教師を含む） 小学校

	全く しない	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間 以上
H29	4.2	11.5	29.1	31.7	12.7	10.8
H30	2.6	8.6	26.2	34.7	15.7	12.0
R01	2.1	8.3	27.1	33.5	15.8	13.1
全国	2.3	7.6	24.1	36.8	16.9	12.4

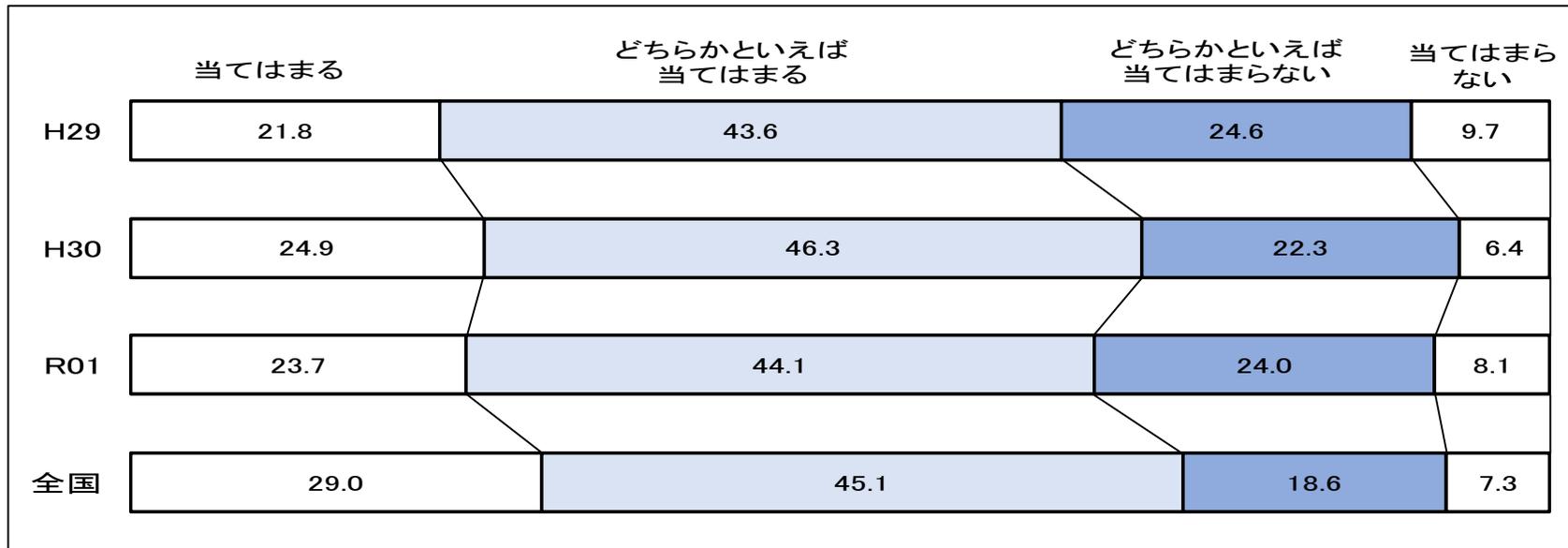
平日の授業以外の学習時間（塾・家庭教師を含む） 中学校

	全く しない	30分 未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間 以上
H29	6.4	10.6	17.7	28.4	24.8	12.1
H30	5.8	9.3	17.6	29.0	26.4	11.9
R01	5.4	9.7	17.9	29.1	25.5	12.2
全国	4.4	8.4	17.2	34.3	25.6	9.9

自分にはよいところがある 小学校



自分にはよいところがある 中学校



学校に行くのは楽しいと思う 小学校

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
H28	50.2	32.7	11.8	5.2
H29	53.3	30.9	10.8	4.8
R01	54.8	30.3	10.3	4.5
全国	53.9	31.9	9.6	4.5

学校に行くのは楽しいと思う 中学校

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
H28	43.5	35.6	14.2	6.6
H29	46.1	33.8	13.5	6.5
R01	43.3	37.4	13.2	5.9
全国	45.7	36.2	12.0	6.0

※ 本設問は、平成30年度は設けられていませんでした。

中学校放課後等学習会事業について

1 目的

基礎基本の学習による学力の向上と学習習慣の定着を図るため、放課後等に行う補充学習について、学習内容が難化する中学校の充実を目指し、モデル校1校で、次の取組を行います。

2 概要

モデル実施校	城南中学校
学習会の名称	Jスクール
対象学年	1年生
教科	数学・英語
募集定員	基礎コース 20人 活用コース 20人 合計40人 成績等をもとに、コース分け及び応募者多数の場合の選定を行います。
会場	学校の教室等2箇所を使用
日程	基本的に毎週月曜日（ノ一部活デイ）に実施
時間	17:00～17:50 授業1 18:00～18:50 授業2
教材	オリジナルテキストを使用 学校の授業進度や定期考査の出題範囲等に応じた学習を実施します。
講師	中学校又は高校の教員免許を有し学校等の指導経験がある者
自己負担	1人当たり年間24,000円（令和元年度は1万円）
スケジュール （予定）	8月26日 チラシ・申込用紙配布（2学期の始業日） 9月6日 申込締切 9月24日 受講決定者へ通知 10月～3月に開講（今年度は20回予定）
備考	参加生徒のキャリア意識を向上させるための講話等を予定

古賀 若菜 選手 インターハイ三連覇
令和元年度 全国高等学校総合体育大会の成績報告について

1 概要

令和元年度全国高等学校総合体育大会の柔道競技大会において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス3年の 古賀 若菜（こが わかな）選手が優勝し、3連覇を達成しました。

2 大会概要

主 催 公益財団法人 全国高等学校体育連盟
公益財団法人 全日本柔道連盟
開 催 鹿児島アリーナ（鹿児島市）
日 程 令和元年8月9日～13日

3 大会成績

女子48kg級 優勝

4 試合経過

1回戦	市原選手（鶯谷高）	一本勝ち
2回戦	野中選手（常磐高）	一本勝ち
3回戦	宮井選手（東大阪大敬愛高）	一本勝ち
準々決勝	原田選手（柳ヶ浦高）	一本勝ち
準決勝	吉岡選手（八千代高）	優勢勝ち
決 勝	白石選手（熊本西高）	反則勝ち